平成 29 年度　成年後見制度に関する実態把握調査結果

平成 30 年1月

ふれあいネットワーク

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会

≪ もくじ ≫

➢ 調査の概要・・・1

➢ 平成 29 年度新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査の結果・・・・・4

➢ 平成 29 年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果・・・19

➢ 平成 29 年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果・・・・30

➢ 平成 29 年度社会福祉法人における法人後見事業等に関する
実態把握調査の結果・・・・41

調査の概要

1　目　的

　県内における成年後見制度の取組み状況の把握

2　実施主体

　社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

3　調査の種類、目的、対象等

（1）平成 29 年度新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査

目　　的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見事件の状況把握
対　　象	新潟家庭裁判所（1か所）
実施方法	郵送による依頼とファクスによる回収
発送数	1
回収数	1

（2）平成 29 年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査

目　　的	新潟県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対　　象	新潟県内の市町村行政（30 市町村）
実施方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

（3）平成 29 年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査

目　　的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における法人後見事業等への取組み状況の把握
対　　象	新潟県内の市町村社会福祉協議会（30 社協）
実施方法	郵送による依頼及びファクス等による回収
発送数	30
回収数	30

（4）平成 29 年度社会福祉法人における法人後見事業等に関する実態把握調査

目　　的	新潟県内の社会福祉法人における「地域における公益的な取組」として法人後見事業等への取組みについての検討状況の把握
対　　象	新潟県内の社会福祉法人（407 ヵ所）　※社会福祉協議会除く
実施方法	郵送による依頼及びファクス等による回収
発送数	407
回収数	279

4　調査期間

平成 29 年5月1日～7月7日

※新潟家庭裁判所への調査については平成 30 年1月5日まで

5　調査結果の概要

❶平成 29 年度新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査の結果について

- 平成 28 年の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は 780 件（前年比 99 件増）。
- 平成 28 年の市町村長申立件数は 109 件※1（前年比 50 件増）。
- 平成 28 年の成年後見人等と本人との関係別選任件数は、親族後見人※2選任件数が 217 件（前年比 11 件減）、第三者後見人※3選任件数が 617 件（前年比 126 件増）となり、平成 25 年以降、第三者後見人の選任件数が親族後見人の選任件数を上回っており、その件数の差は年々開いている。
- 平成 29 年 5 月 31 日時点の成年後見制度利用者数は 3,997 人（前年比 265 人増）で、本調査開始（平成 26 年）以降、年々増加している。

❷平成 29 年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果について

- 29 の市町村において成年後見制度利用支援事業「申立てに要する経費の助成」を実施しており、また、全ての市町村において成年後見制度利用支援事業「後見人等への報酬助成」を実施している。「申立てに要する経費の助成」については 13 市町村が、「後見人等への報酬の助成」については 8 市町村が助成対象者を「市町村長申立」に限定している。
- 成年後見制度利用支援事業の「申立てに要する経費の助成」について、県内全体で 10,738 千円の予算額に対して 1,147 千円の執行額となっており、「後見人等への報酬の助成」については県内全体で 83,127 千円の予算額に対し、62,659 千円の執行額となっている。
- 市町村長申立について、平成 28 年度において 19 市町村で合計 108 件※1の申立てがあった一方で、11 市町村では市町村長申立の実績がなかった。また、申立てにあたって実施する親族調査の範囲について、25 市町村が「2 親等まで」としている一方で、4 市町村が「4 親等まで」としている。（1 市町村は「その他」と回答。）
- 平成 29 年度に「市民後見推進に関する事業」は 6 市町村が実施、「成年後見制度法人後見支援事業」は 12 市町村が実施する。
- 県内において市民後見人養成研修を修了した人数は 5 市町村で合計 226 人。そのうち、「現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」が 1 市町村で 13 人、「現在、法人後見実施団体の嘱託職員等（法人後見支援員）として活動している人」が 3 市町村で 72 人となっている。

❸平成 29 年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果について

- 法人後見事業を実施している 11 社協（前年比 4 社協増）で、これまでに合計 129 件（前年比 34 件増）の受任実績があり、そのうち 20 件は既に終了しているため、現在は 109 件（前年比 27 件増）を受任している。
- 法人後見事業について検討中または未実施の 19 社協のうち、「検討中」が 7 社協、「検討していない（当分の間、実施する予定はない）」が 12 社協となっている。「検討中」の 7 社協においては、平成 29 年度中の実施を予定している社協が 2 社協、平成 30 年度中の実施を予定している社協が 2 社協となっている。（2 社協は「未定」と回答。）

❹平成 29 年度社会福祉法人における法人後見事業等に関する実態調査の結果について

- 「地域における公益的な取組」として「法人後見事業」の取組みを検討している社会福祉法人は県内で 2 ヵ所あり、そのうち「平成 30 年度中に取組みを検討している」法人は 1 ヵ所となっている（時期未定が 1 ヵ所）。また、今後検討していきたい法人は 69 ヵ所となっている。

※1：「平成 29 年度新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査の結果」と「平成 29 年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果」における市町村長申立件数に相違があるのは、新潟家庭裁判所では集計が暦年であるのに対し、市町村での集計が年度となっているため。

※2：「親族後見人」とは、親族（配偶者・子・兄弟姉妹等）で本人の成年後見人等に選任された者の総称。

※3：「第三者後見人」とは、親族以外（弁護士・司法書士・社会福祉士・社会福祉協議会等）で本人の成年後見人等に選任された者の総称。

平成29年度 新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査の結果

【調査概要】

目　的	新潟家庭裁判所において扱う成年後見事件の状況把握
対　象	新潟家庭裁判所 （新潟家庭裁判所本庁、三条支部、新発田支部、長岡支部、高田支部、佐渡支部、十日町出張所）
調査時期	平成29年5月1日から6月9日、12月14日から平成30年1月5日
調査方法	郵便による依頼とファクスによる回収
発送数	1
回収数	1

※ 本年度以前の数値は過去に本会が実施した調査結果を引用。
※ 一部項目の数値については、本年度調査により把握したものがある。

【定　義】

成年後見人等	成年後見人、任意後見人、保佐人、補助人の総称
成年被後見人等	成年被後見人、任意被後見人、被保佐人、被補助人の総称
親族後見人	親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族）で本人の成年後見人等に選任された者の総称
第三者後見人	親族以外（弁護士、司法書士、社会福祉士、その他）で本人の成年後見人等に選任された者の総称

【新潟家庭裁判所支部別の管轄市町村】

新潟家庭裁判所本庁	新潟市、燕市（旧吉田町）、五泉市、阿賀町、弥彦村
三条支部	三条市、加茂市、燕市（旧燕市、旧分水町）、田上町
新発田支部	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
長岡支部	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村
高田支部	上越市、糸魚川市、妙高市、十日町市（旧松代町、旧松之山町）
佐渡支部	佐渡市
十日町出張所	十日町市（旧十日町市、旧川西町、旧中里村）、津南町

1　成年後見関係事件の申立件数の推移

※　ここで言う「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のこと。

➢ 平成28年の成年後見関係事件の申立件数は780件で、前年に比べて99件増加した。（後見開始では前年比57件の増、保佐開始では前年比37件の増、補助開始は前年同数、任意後見監督人選任では前年比5件増。）

➢ 平成28年の成年後見関係事件の申立件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で351件（前年比30件増）と一番多く、次いで長岡支部管内で169件（前年比21件増）、高田支部管内で85件（前年比1件減）、新発田支部管内で67件（前年比16件増）、三条支部管内で65件（前年比24件増）、佐渡支部管内で28件（前年比1件増）、十日町出張所管内で15件（前年比8件増）となっている。

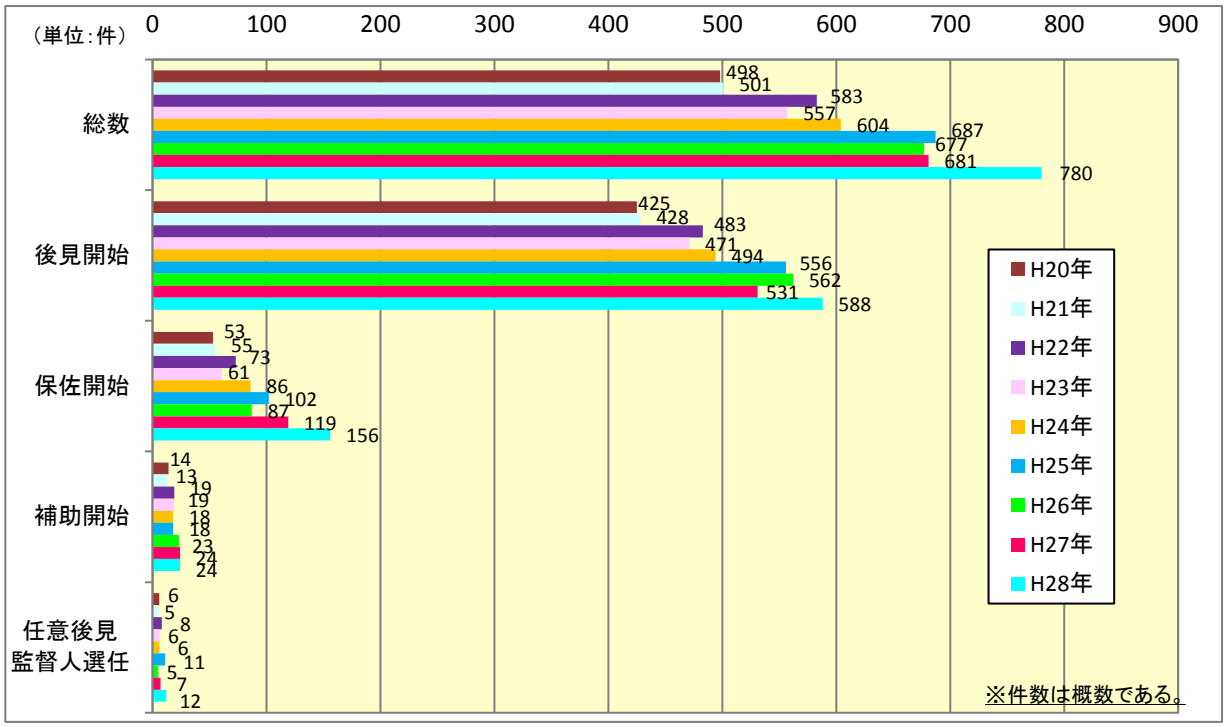

≪本庁・支部・出張所別件数≫

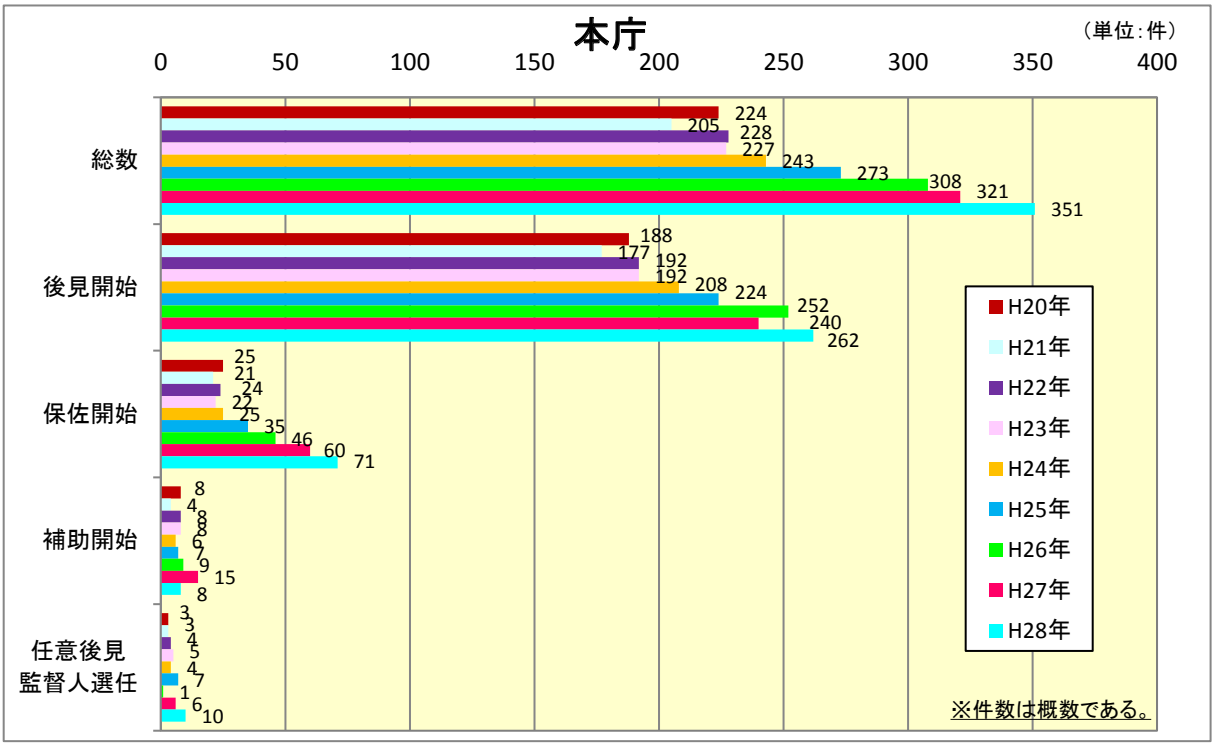

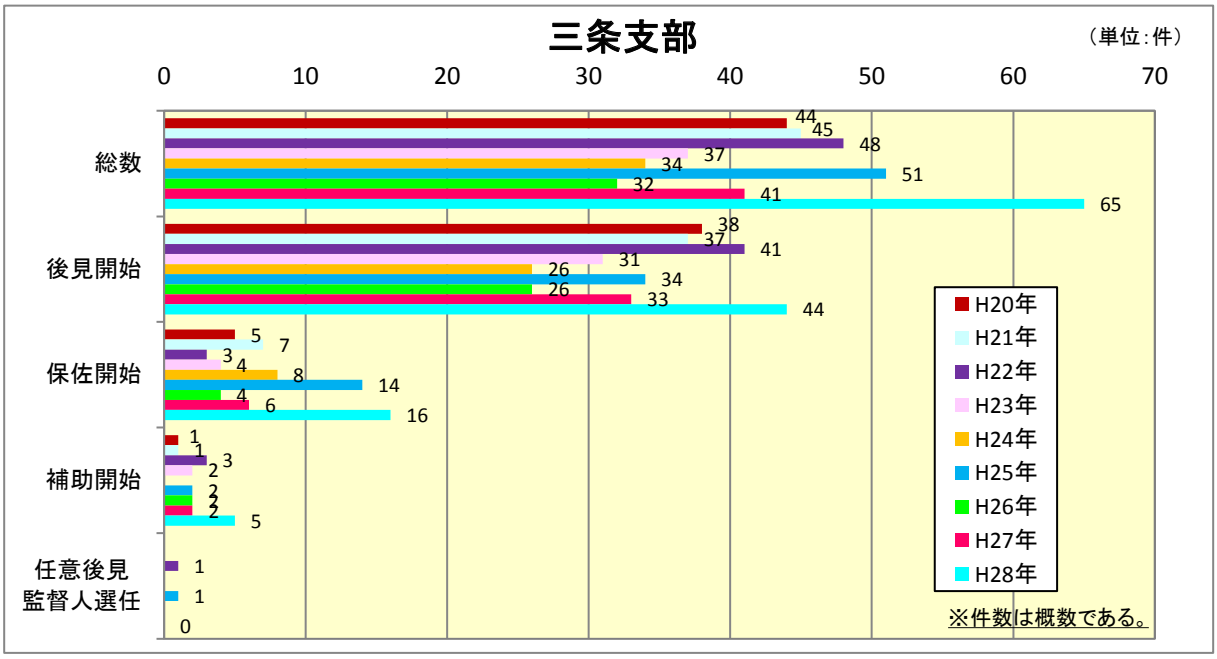
三条支部
（単位：件）
0 10 20 30 40 50 60 70
総数
44 45 48 37 34 51 32 41 65
後見開始
38 37 41 31 26 34 26 33 44
保佐開始
5 7 3 4 8 14 4 6 16
補助開始
1 1 2 3 2 2 2 5
任意後見監督人選任
1 1 0
H20年
H21年
H22年
H23年
H24年
H25年
H26年
H27年
H28年
※件数は概数である。

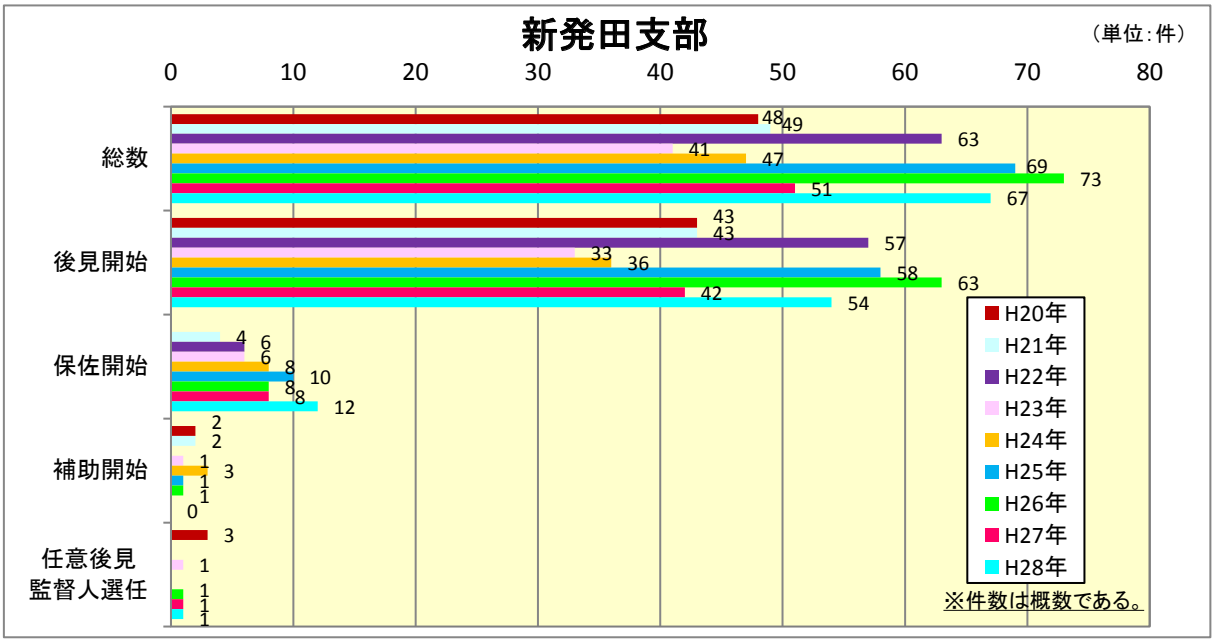
新発田支部
（単位：件）
0 10 20 30 40 50 60 70 80
総数
48 49 63 41 47 69 73 51 67
後見開始
43 43 57 33 36 58 63 42 54
保佐開始
4 6 6 8 10 8 8 12
補助開始
2 2 1 3 1 1 0
任意後見監督人選任
3 1 1 1 1
H20年
H21年
H22年
H23年
H24年
H25年
H26年
H27年
H28年
※件数は概数である。

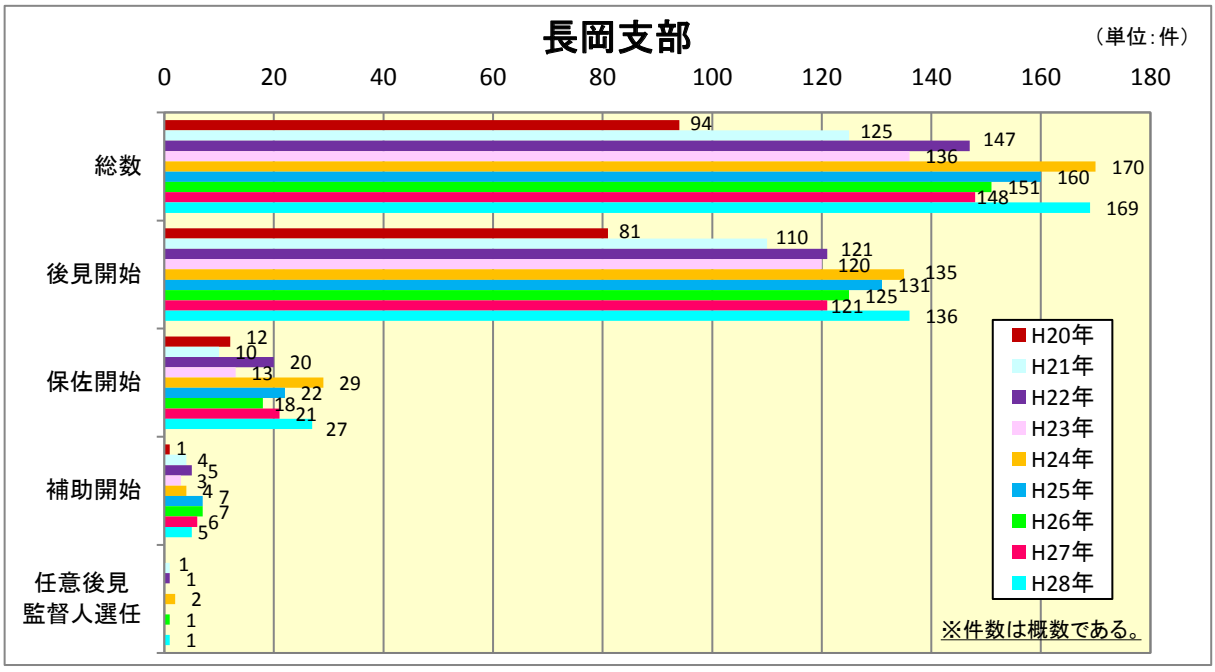
長岡支部
（単位：件）
0 20 40 60 80 100 120 140 160 180
総数
94 125 147 136 170 160 151 148 169
後見開始
81 110 121 120 135 131 125 121 136
保佐開始
12 10 20 13 29 22 18 21 27
補助開始
1 4 5 3 4 7 7 6 5
任意後見監督人選任
1 1 2 1 1
H20年
H21年
H22年
H23年
H24年
H25年
H26年
H27年
H28年
※件数は概数である。

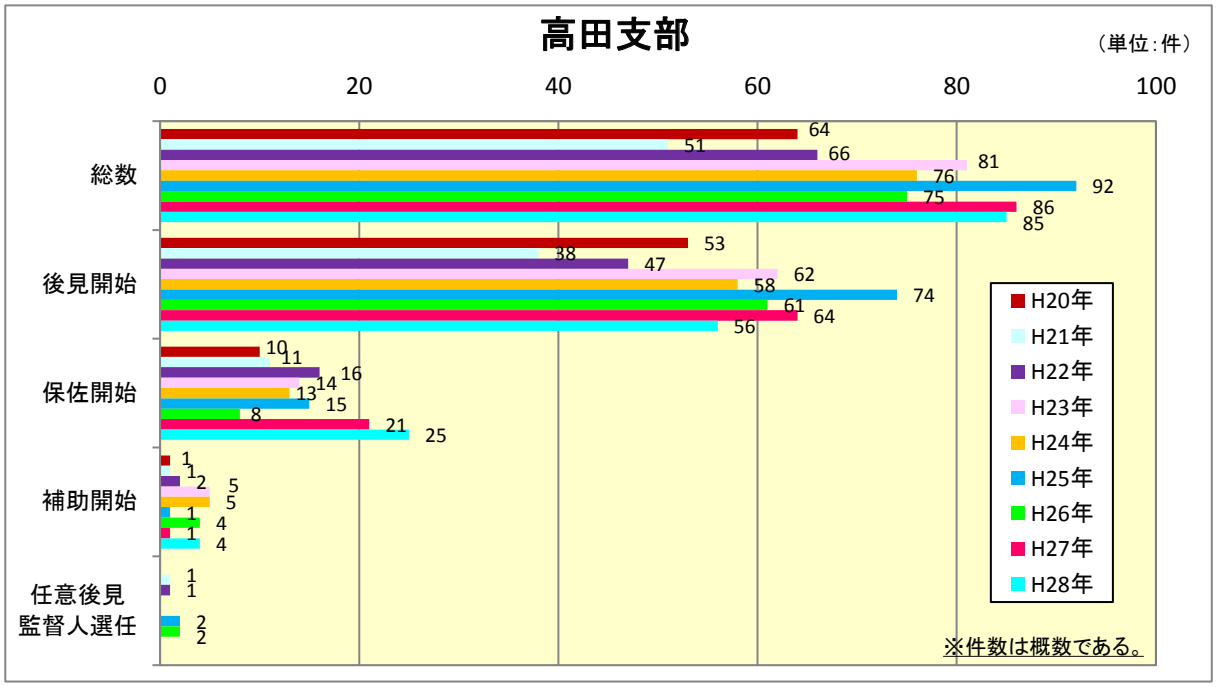
高田支部
（単位：件）
0
20
40
60
80
100
総数
後見開始
保佐開始
補助開始
任意後見
監督人選任
64
51
66
81
76
92
75
86
85
53
38
47
62
58
74
61
64
56
10
11
14
16
13
15
8
21
25
1
1
2
5
5
1
4
1
4
1
1
2
2
H20年
H21年
H22年
H23年
H24年
H25年
H26年
H27年
H28年
※件数は概数である。

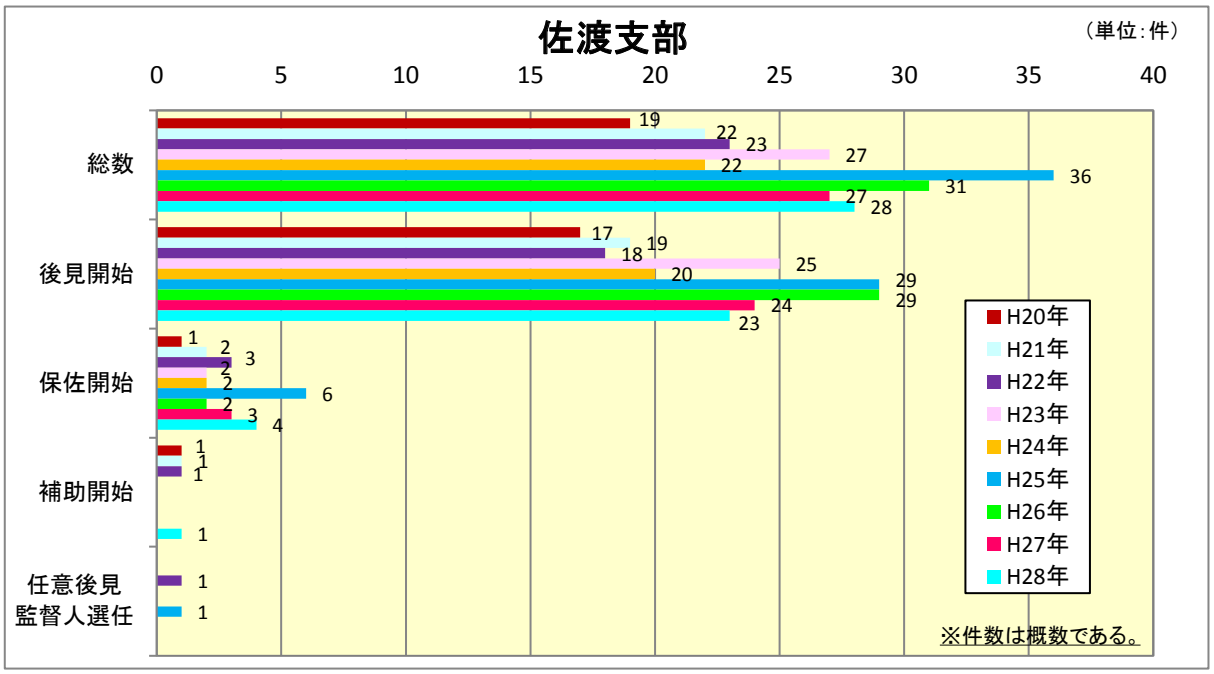
佐渡支部
（単位：件）
0
5
10
15
20
25
30
35
40
総数
後見開始
保佐開始
補助開始
任意後見
監督人選任
19
22
23
27
22
36
31
27
28
17
19
18
25
20
29
29
24
23
1
2
3
2
2
6
2
3
4
1
1
1
1
1
1
H20年
H21年
H22年
H23年
H24年
H25年
H26年
H27年
H28年
※件数は概数である。

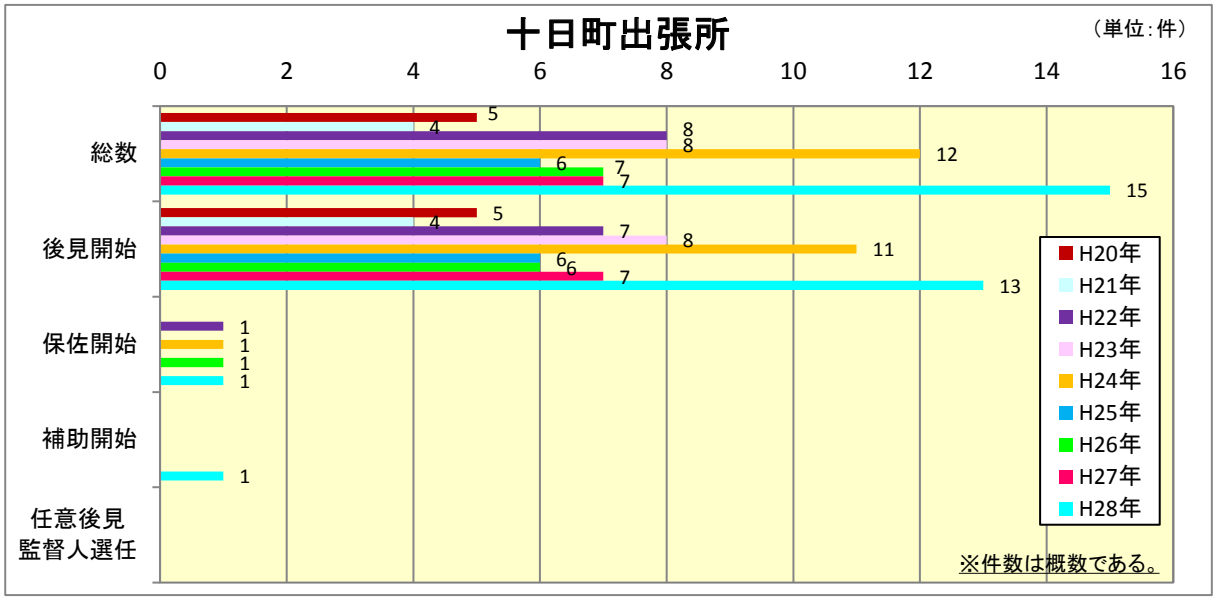
十日町出張所
（単位：件）
0
2
4
6
8
10
12
14
16
総数
後見開始
保佐開始
補助開始
任意後見
監督人選任
5
4
8
8
12
6
7
7
15
5
4
7
8
11
6
6
7
13
1
1
1
1
1
H20年
H21年
H22年
H23年
H24年
H25年
H26年
H27年
H28年
※件数は概数である。

2　平成28年における終局区分別件数

- 成年後見関係事件の終局事件合計794件のうち、「容認」で終局したものは767件(97%)である。
- 成年後見関係事件の終局事件のうち、「容認」で終局した件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で340件(96%)と一番多く、次いで長岡支部管内で166件(98%)、高田支部管内で89件(98%)、新発田支部管内で75件(99%)、三条支部管内で54件(93%)、佐渡支部管内で29件(97%)、十日町出張所管内で14件(93%)となっている。

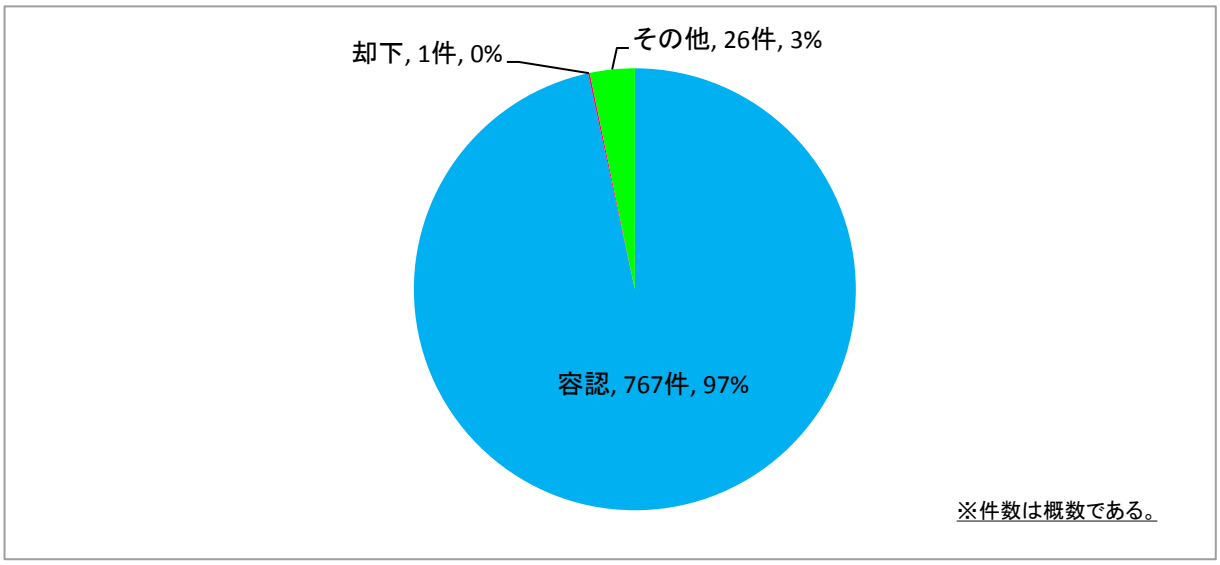

≪本庁・支部・出張所別件数≫

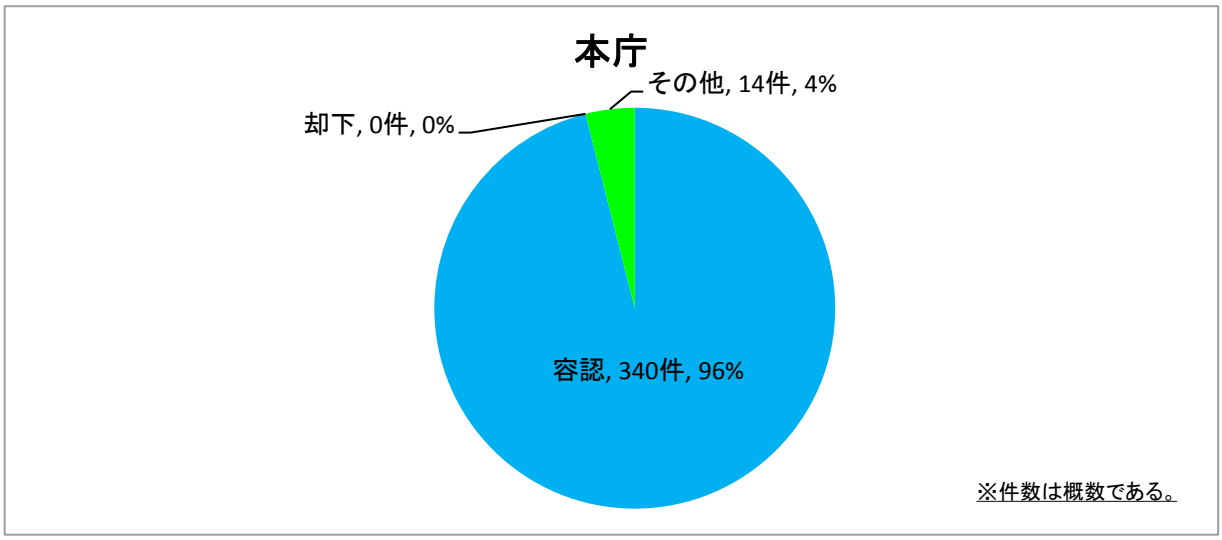

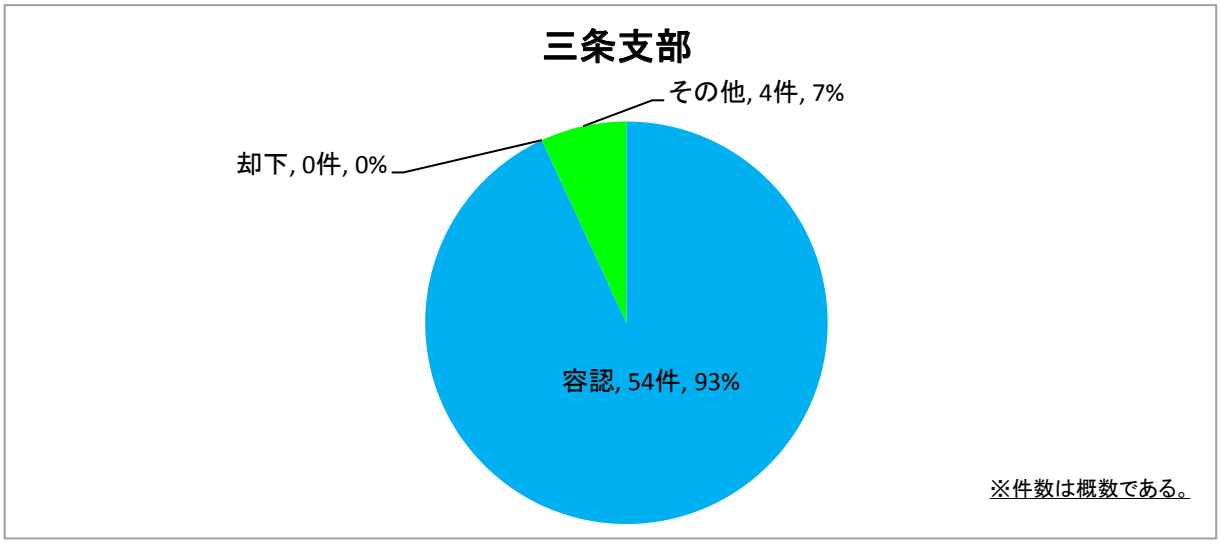

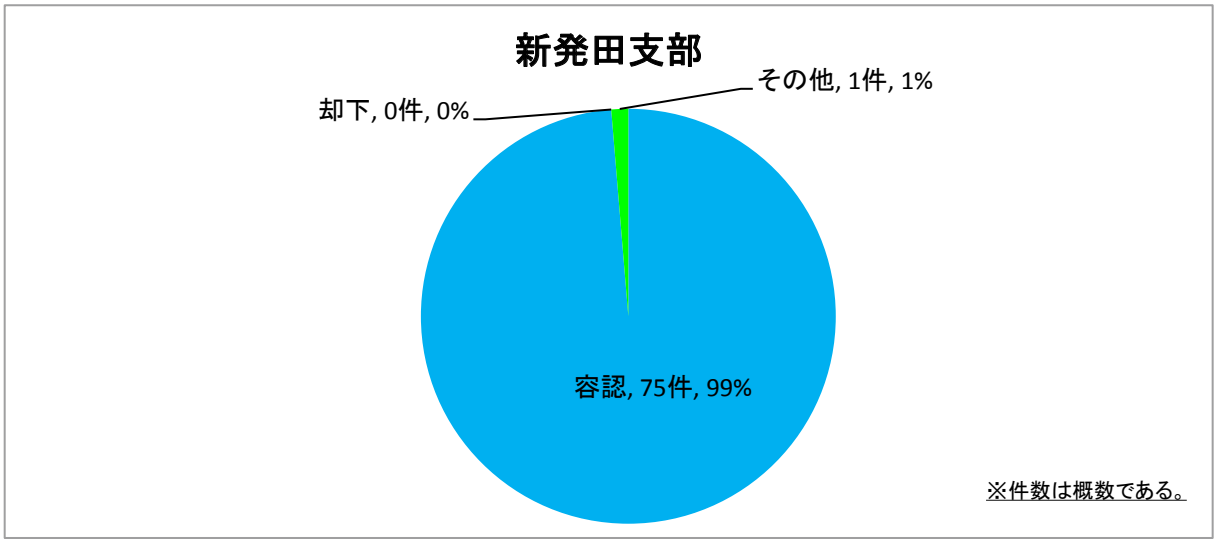
新発田支部
その他, 1件, 1%
却下, 0件, 0%
容認, 75件, 99%
※件数は概数である。

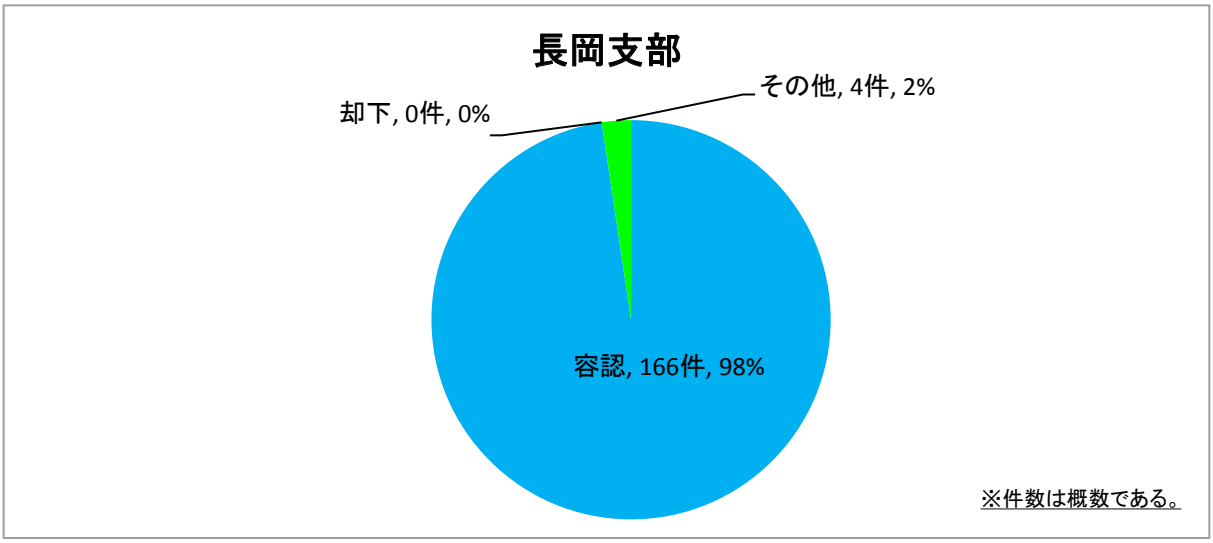
長岡支部
その他, 4件, 2%
却下, 0件, 0%
容認, 166件, 98%
※件数は概数である。

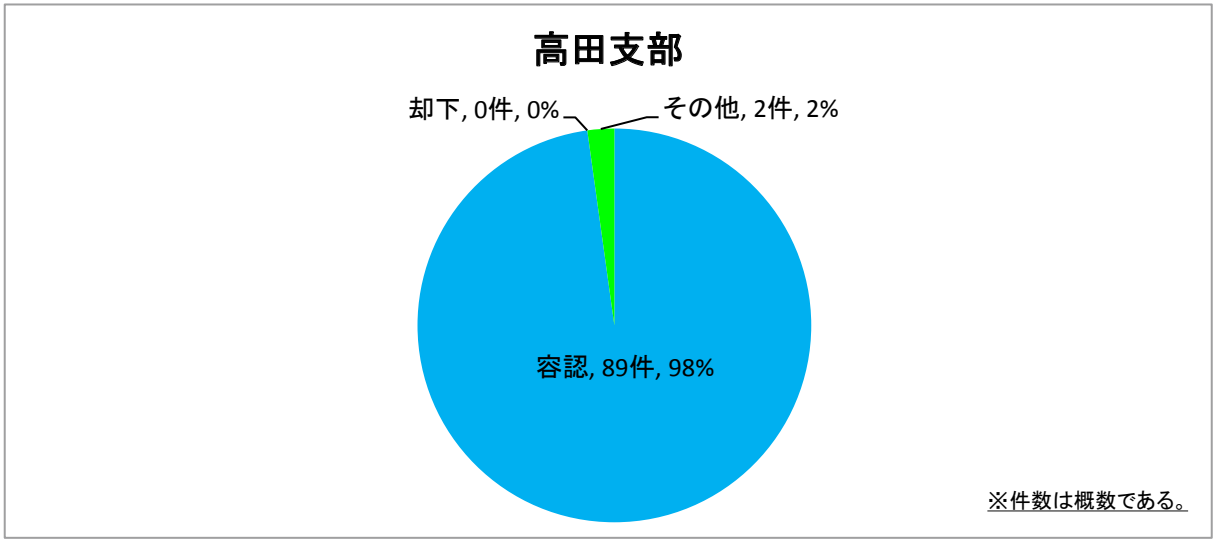
高田支部
却下, 0件, 0%
その他, 2件, 2%
容認, 89件, 98%
※件数は概数である。

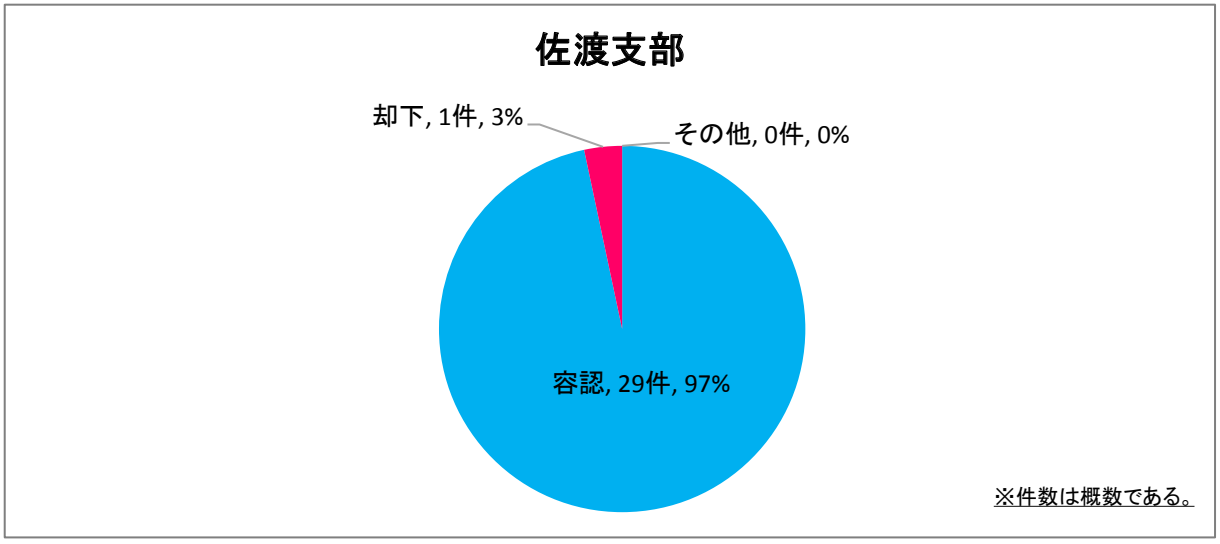
佐渡支部
却下, 1件, 3%
その他, 0件, 0%
容認, 29件, 97%
※件数は概数である。

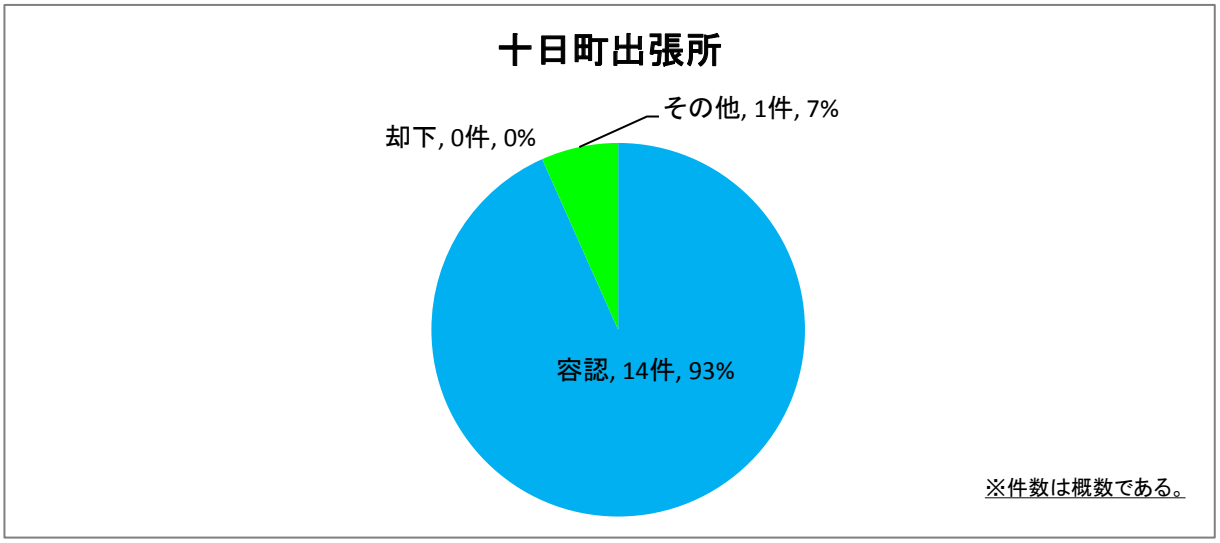
十日町出張所
その他, 1件, 7%
却下, 0件, 0%
容認, 14件, 93%
※件数は概数である。

3 審査期間別割合

➢ 平成28年の成年後見関係事件の終局事件のうち審査期間が2ヶ月以内に終局したものが全体の73%(575件)、4ヶ月以内に終局したものが全体の95%(747件)あった。

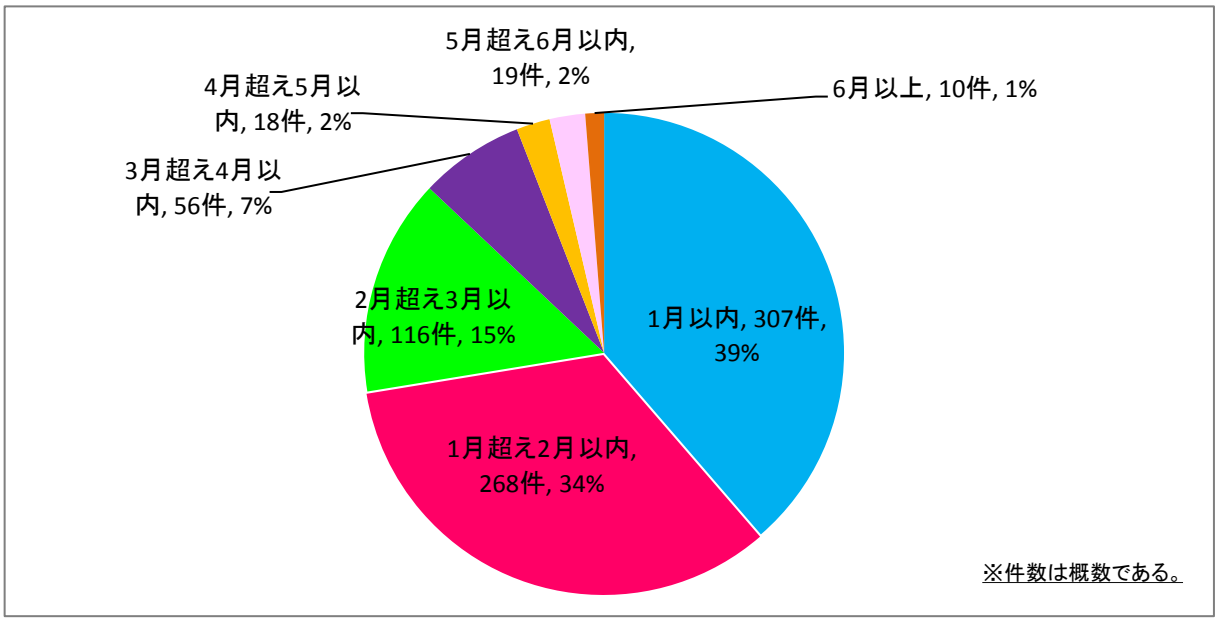

4 申立人の属性

➢ 平成28年の申立人と本人との関係については、本人の子が最も多く227件、次いで本人及びその他親族で129件、兄弟姉妹111件、市区町村長109件となっている。

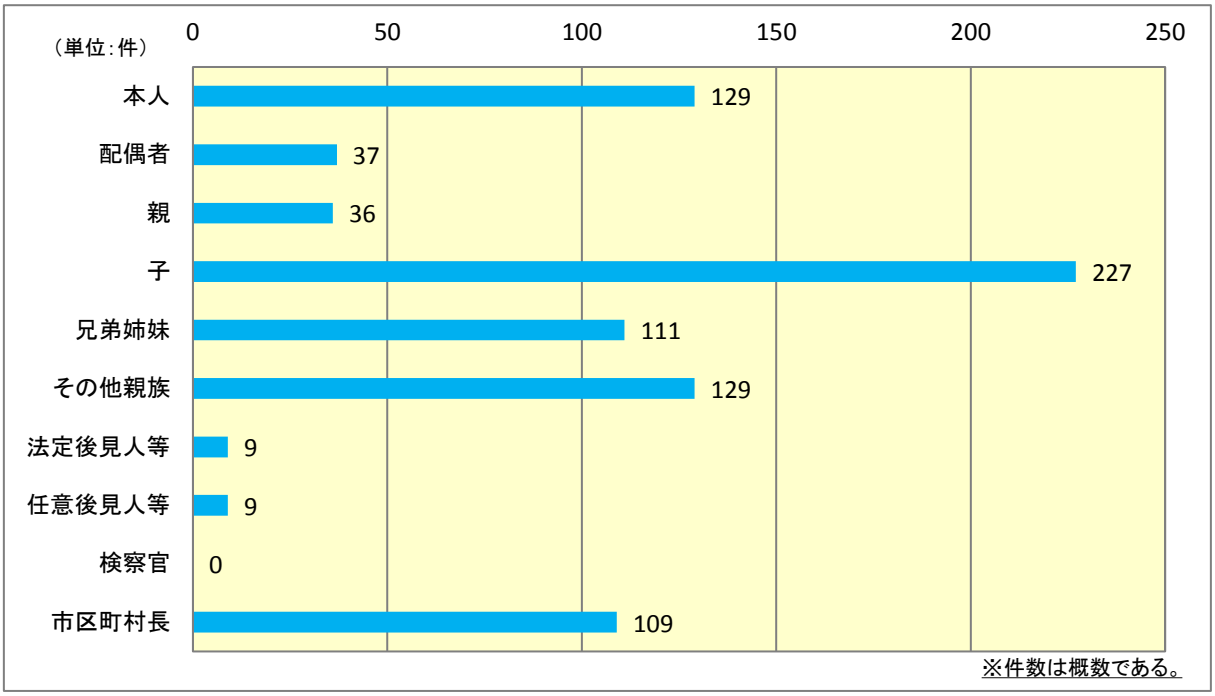

5 市町村長申立件数の推移

- 平成28年の市町村長申立件数は109件で、前年と比べて50件増加した。
- 平成28年の市町村長申立件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で45件(前年比24件増)と一番多く、次いで長岡支部管内で32件(前年比18件増)、三条支部管内で10件(前年比5件増)、新発田支部管内で8件(前年比増減無)、佐渡支部管内で5件(前年比3件増)、十日町出張所管内で5件(前年比4件減)となっている。

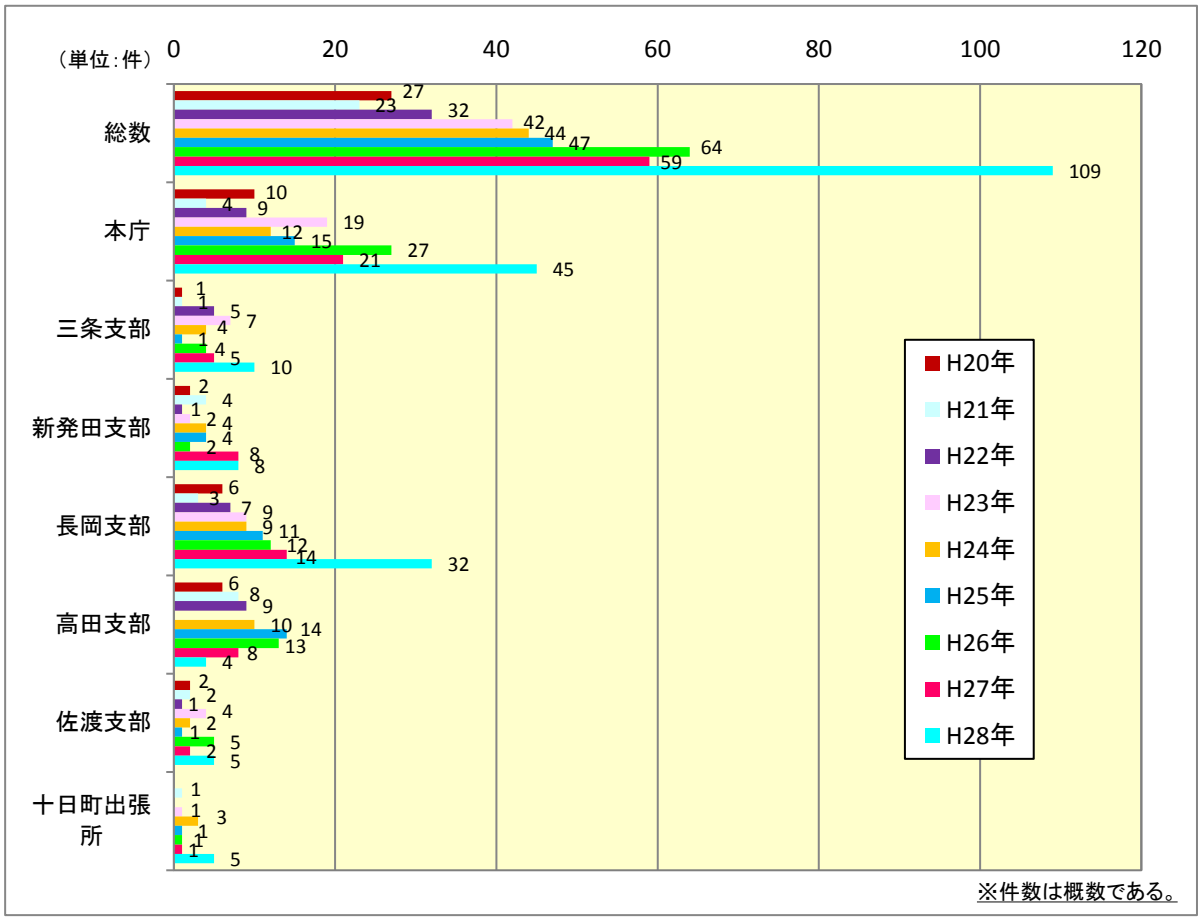

6 申立ての主な動機

- 平成28年の成年後見関係事件の主な申立の動機としては、「預貯金等の管理・解約」が最も多く515件となっており、次いで、「介護保険契約(施設入所等のため)」が193件となっている。

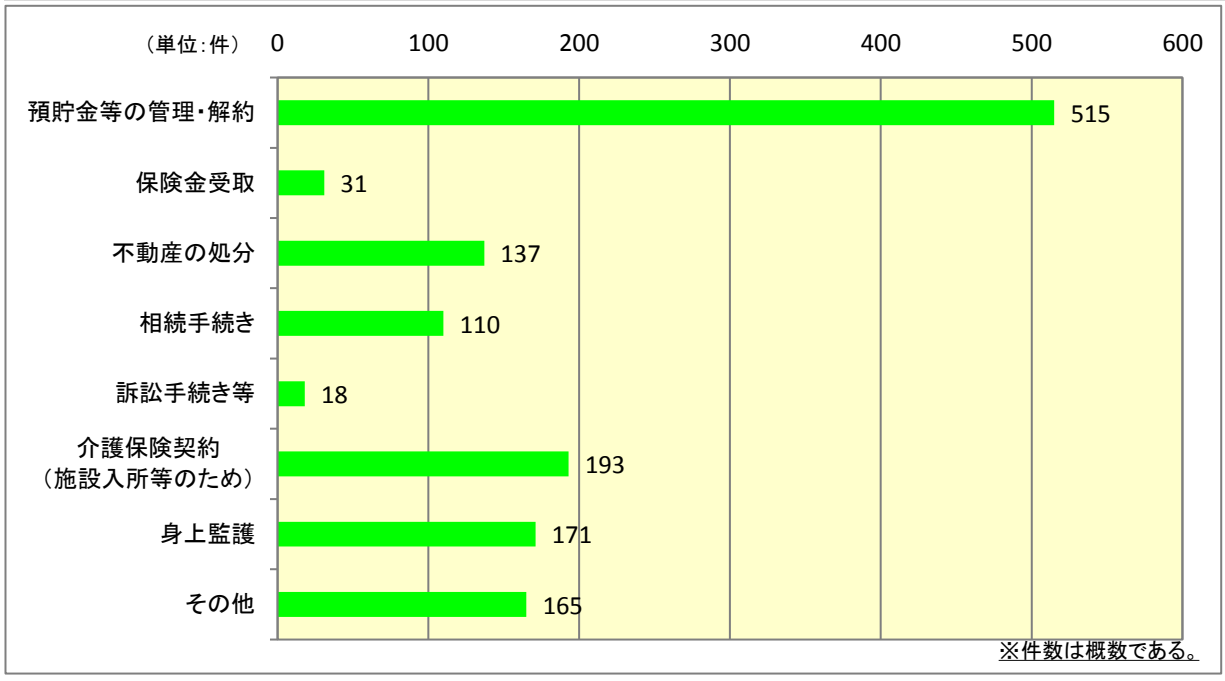

7 成年後見人等と本人との関係別件数の推移

- 平成28年の成年後見人等の選任件数は834件で、そのうち、親族後見人選任件数は217件(前年比11件減)と全体の約26%、第三者後見人選任件数は617件(前年比126件増)と全体の約74%となり、平成25年以降、第三者後見人選任件数が親族後見人選任件数を上回っている。
- 平成28年の成年後見人等と本人との関係別件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内【親族後見人:103件／第三者後見人:279件】、三条支部管内【親族後見人:15件／第三者後見人:40件】、新発田支部管内【親族後見人:28件／第三者後見人:55件】、長岡支部管内【親族後見人:41件／第三者後見人:133件】、高田支部管内【親族後見人:23件／第三者後見人:73件】、佐渡支部管内【親族後見人:4件／第三者後見人:24件】、十日町出張所管内【親族後見人:3件／第三者後見人:13件】と、本庁・支部・出張所の全てにおいて、第三者後見人の選任件数が親族後見人の選任数を上回った。
（※本庁・支部・出張所ごとに親族後見人と第三者後見人の選任件数を比較して多い方に下線を引いた。）

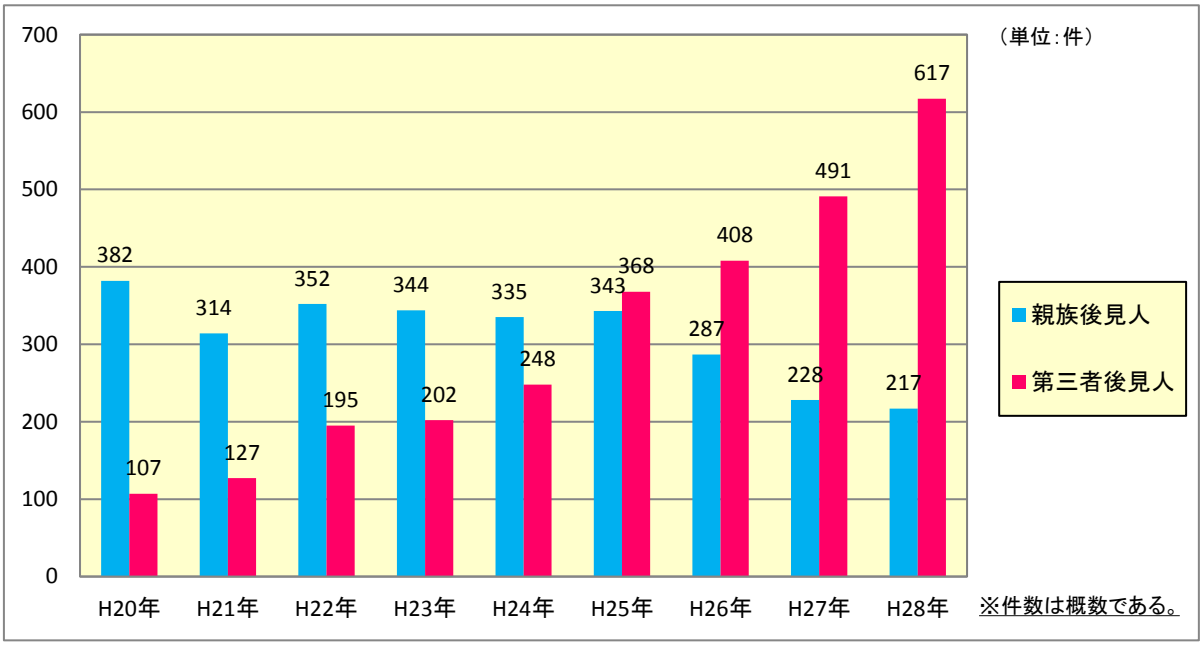

≪本庁・支部・出張所別件数≫

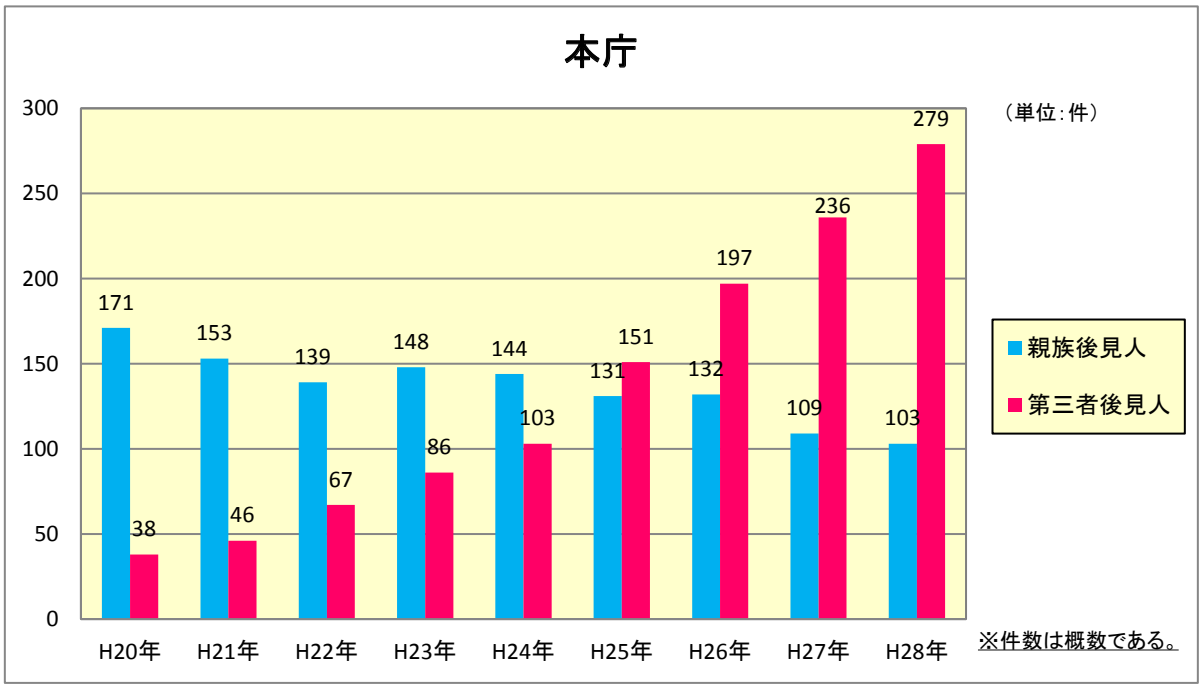

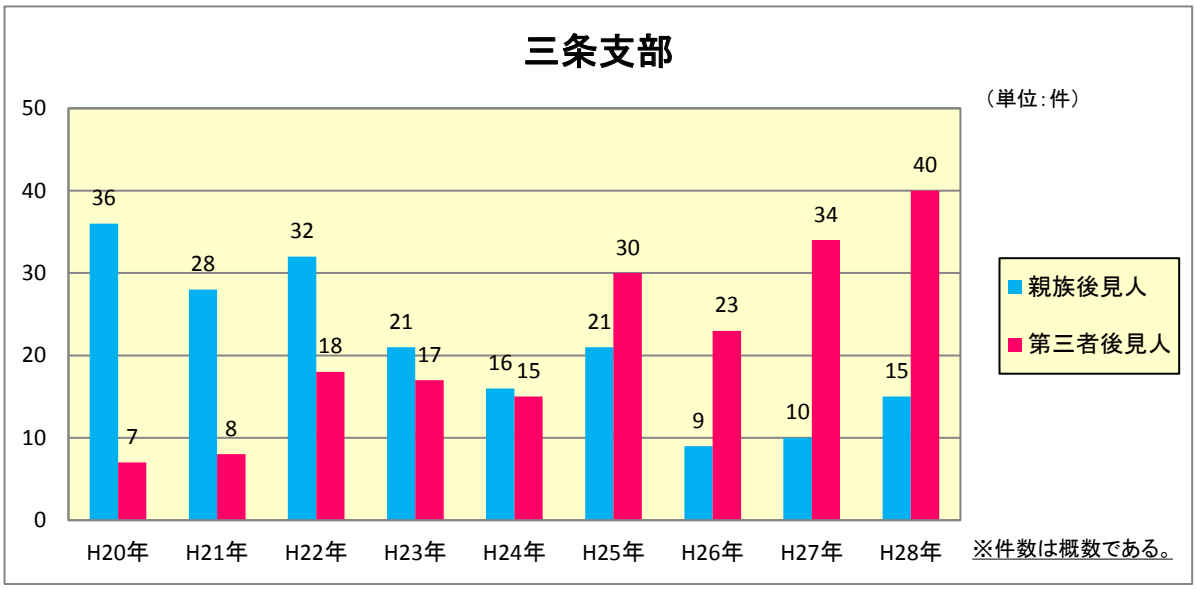
三条支部
（単位：件）
50
40
30
20
10
0
36
7
28
8
32
18
21
17
16
15
21
30
9
23
10
34
15
40
H20年
H21年
H22年
H23年
H24年
H25年
H26年
H27年
H28年
親族後見人
第三者後見人
※件数は概数である。

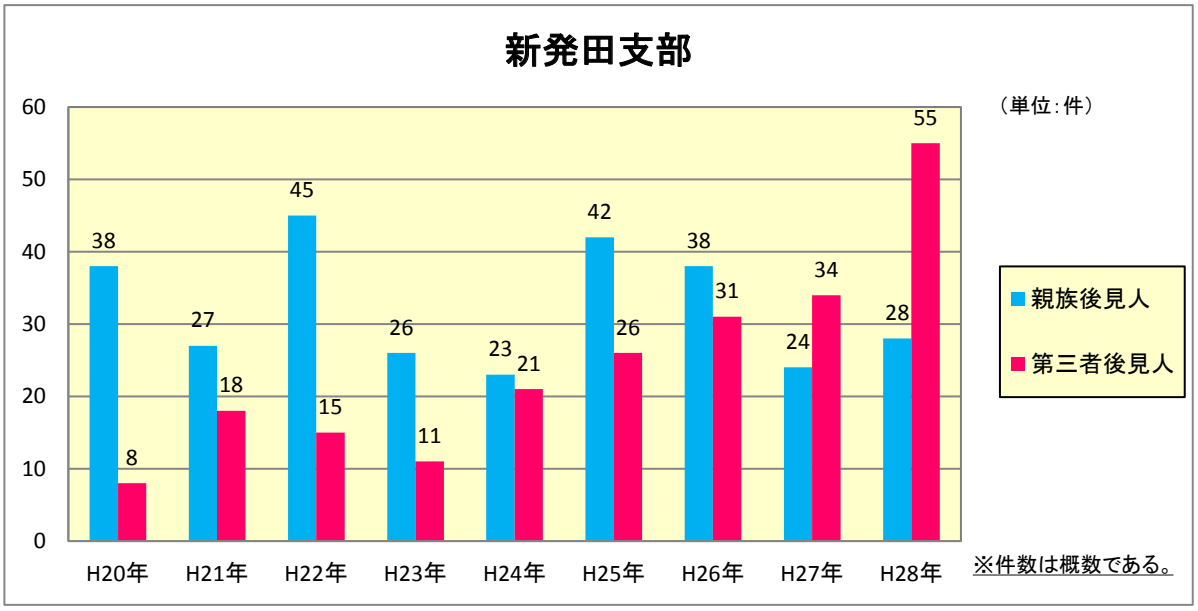
新発田支部
（単位：件）
60
50
40
30
20
10
0
38
8
27
18
45
15
26
11
23
21
42
26
38
31
24
34
28
55
H20年
H21年
H22年
H23年
H24年
H25年
H26年
H27年
H28年
親族後見人
第三者後見人
※件数は概数である。

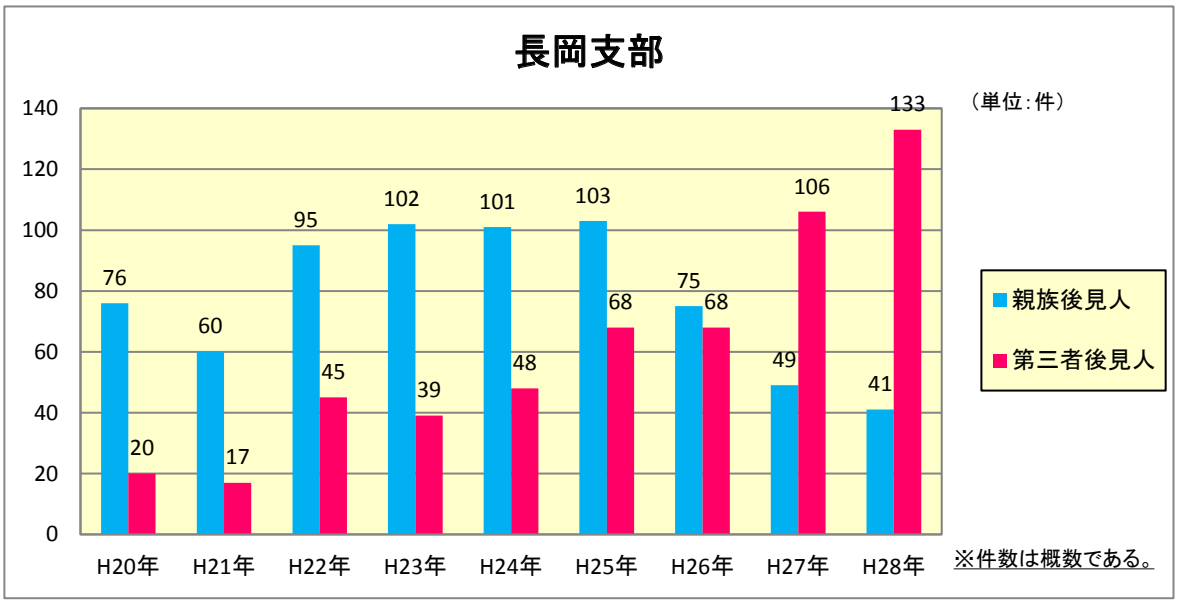
長岡支部
（単位：件）
140
120
100
80
60
40
20
0
76
20
60
17
95
45
102
39
101
48
103
68
75
68
49
106
41
133
H20年
H21年
H22年
H23年
H24年
H25年
H26年
H27年
H28年
親族後見人
第三者後見人
※件数は概数である。

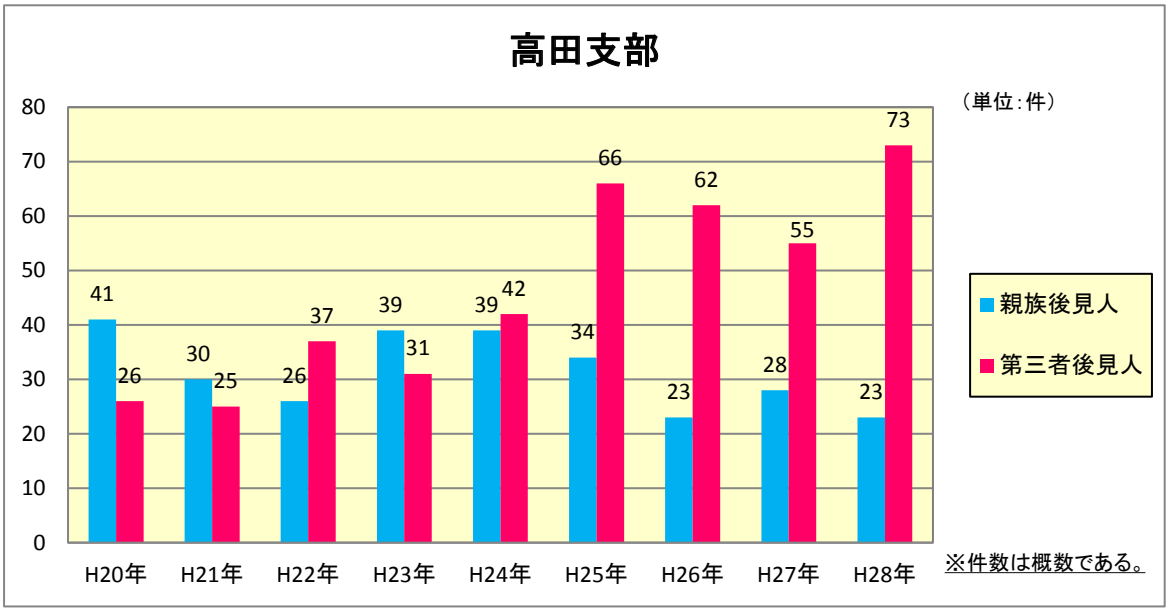
高田支部
（単位：件）
80
70
60
50
40
30
20
10
0
41
26
30
25
26
37
39
31
39
42
34
66
23
62
28
55
23
73
H20年
H21年
H22年
H23年
H24年
H25年
H26年
H27年
H28年
親族後見人
第三者後見人
※件数は概数である。

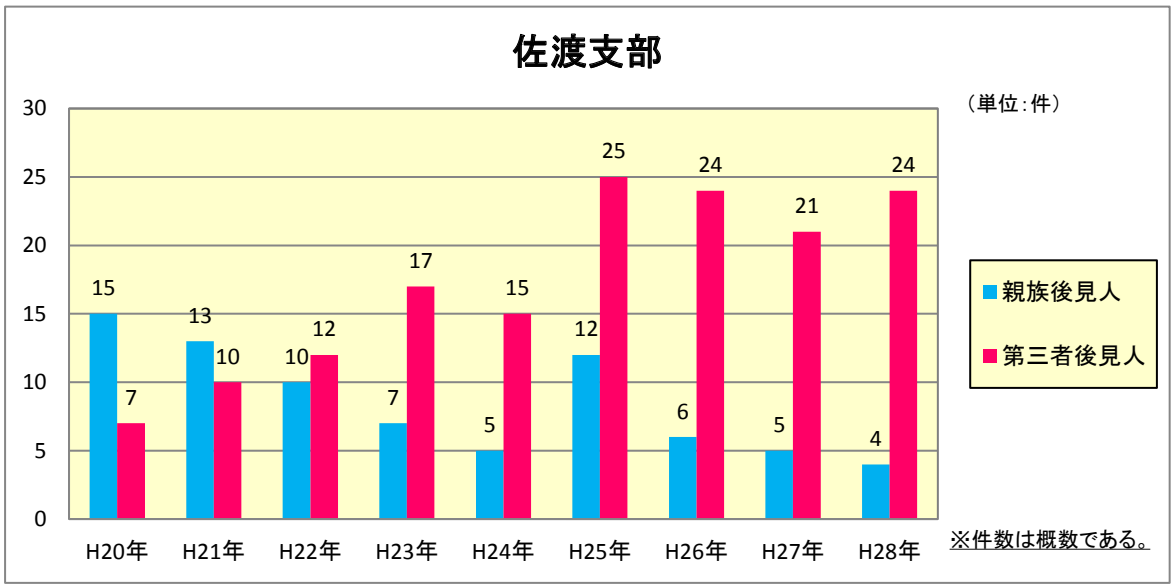
佐渡支部
（単位：件）
30
25
20
15
10
5
0
15
7
13
10
10
12
7
17
5
15
12
25
6
24
5
21
4
24
H20年
H21年
H22年
H23年
H24年
H25年
H26年
H27年
H28年
親族後見人
第三者後見人
※件数は概数である。

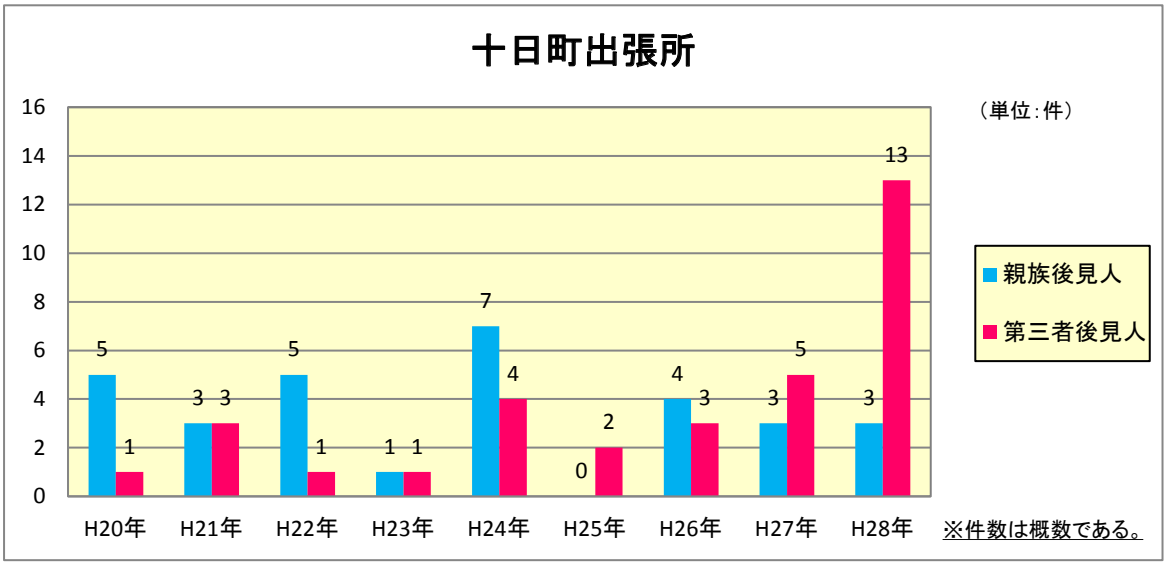
十日町出張所
（単位：件）
16
14
12
10
8
6
4
2
0
5
1
3
3
5
1
1
1
7
4
0
2
4
3
3
5
3
13
H20年
H21年
H22年
H23年
H24年
H25年
H26年
H27年
H28年
親族後見人
第三者後見人
※件数は概数である。

8 成年後見制度の利用者数の推移

- 平成29年5月31日時点における成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で3,997人となり、前年と比べて265人増加している。
- 「成年後見」の利用者数は3,080人で前年と比べて139人増加、「保佐」の利用者数は740人で前年と比べて110人増加、「補助」の利用者数は155人で前年と比べて15人増加、「任意後見」の利用者数は22人で前年と比べて1人増加となっている。
- 平成29年5月31日時点の成年後見制度の利用者数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で1,667人（前年比127人増）と一番多く、次いで長岡支部管内で943人（前年比34人増）、高田支部管内で539人（前年比22人増）、新発田支部管内で334人（前年比25人増）、三条支部管内で289人（前年比37人増）、佐渡支部管内で167人（前年比18人増）、十日町出張所管内で58人（前年比2人増）となっており、本庁・支部・出張所の全てにおいて前年と比べて利用者は増えている。

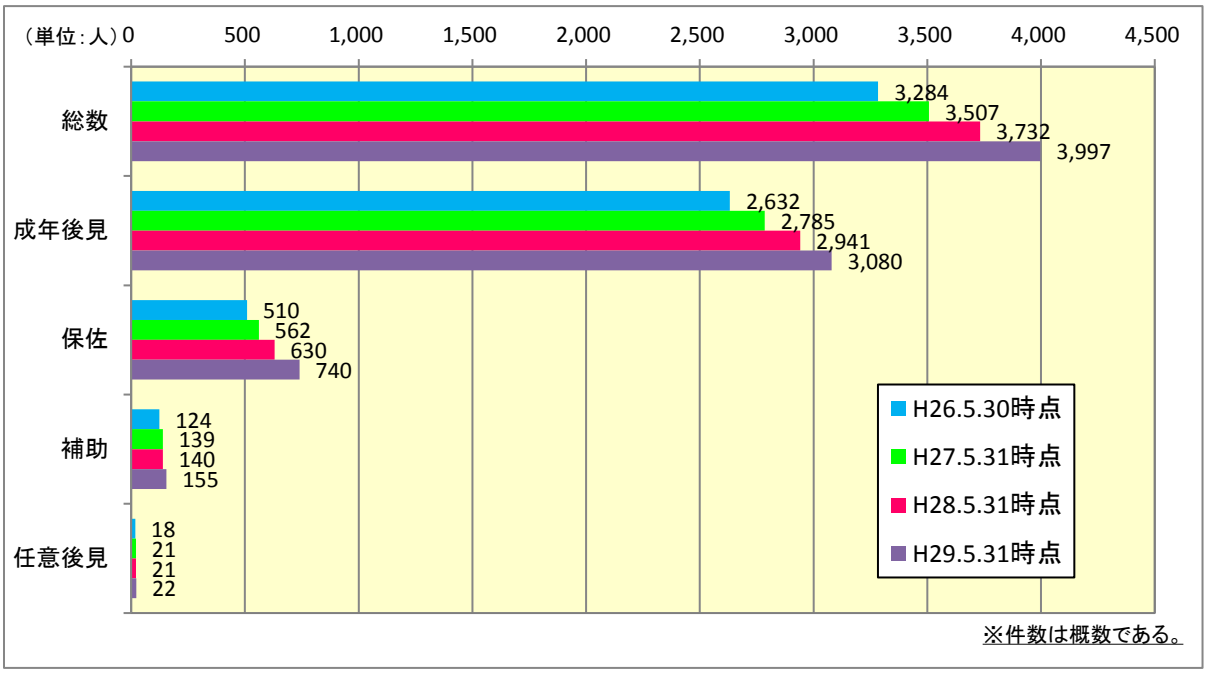

≪本庁・支部・出張所別件数≫

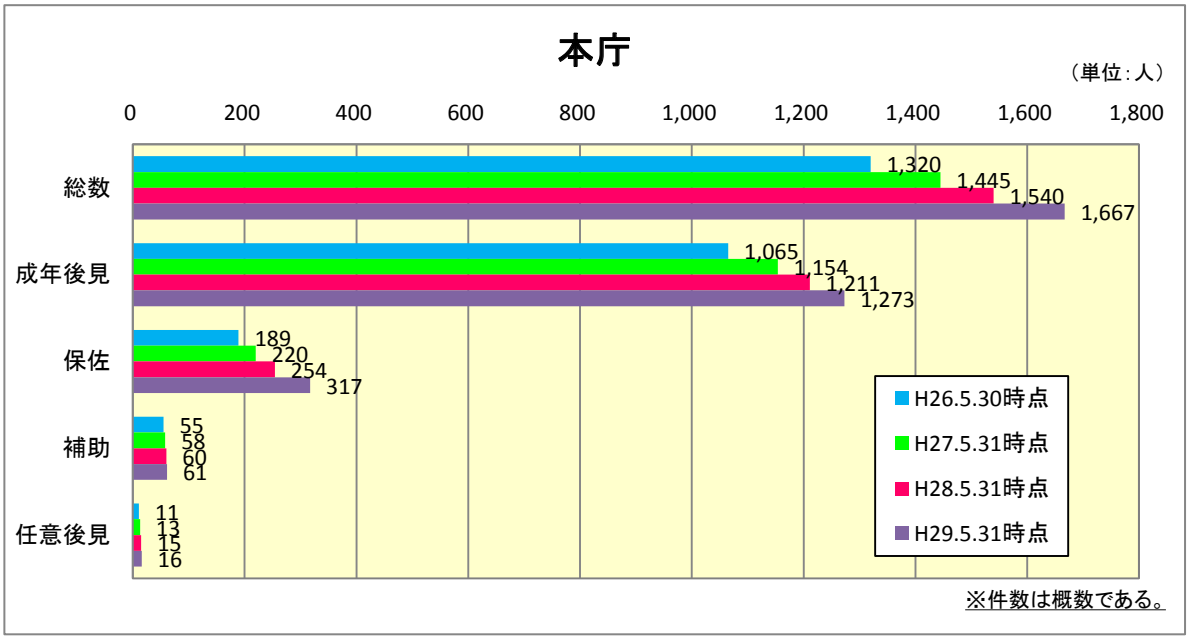

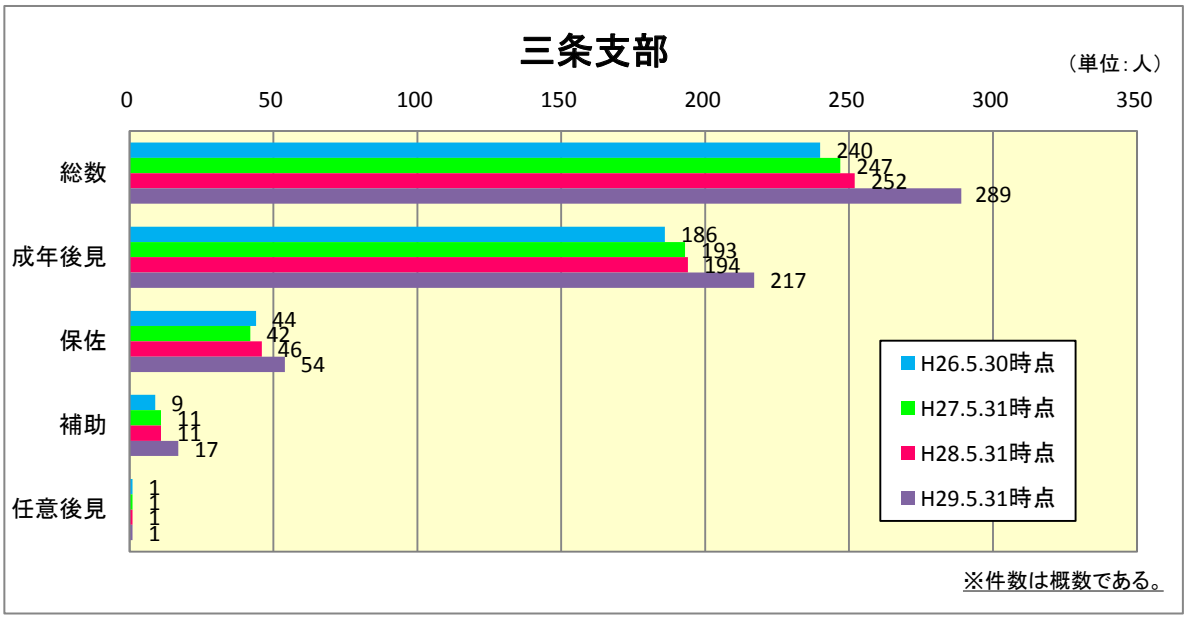
三条支部
（単位：人）
0
50
100
150
200
250
300
350
総数
成年後見
保佐
補助
任意後見
240
247
252
289
186
193
194
217
44
42
46
54
9
11
11
17
1
1
1
1
H26.5.30時点
H27.5.31時点
H28.5.31時点
H29.5.31時点
※件数は概数である。

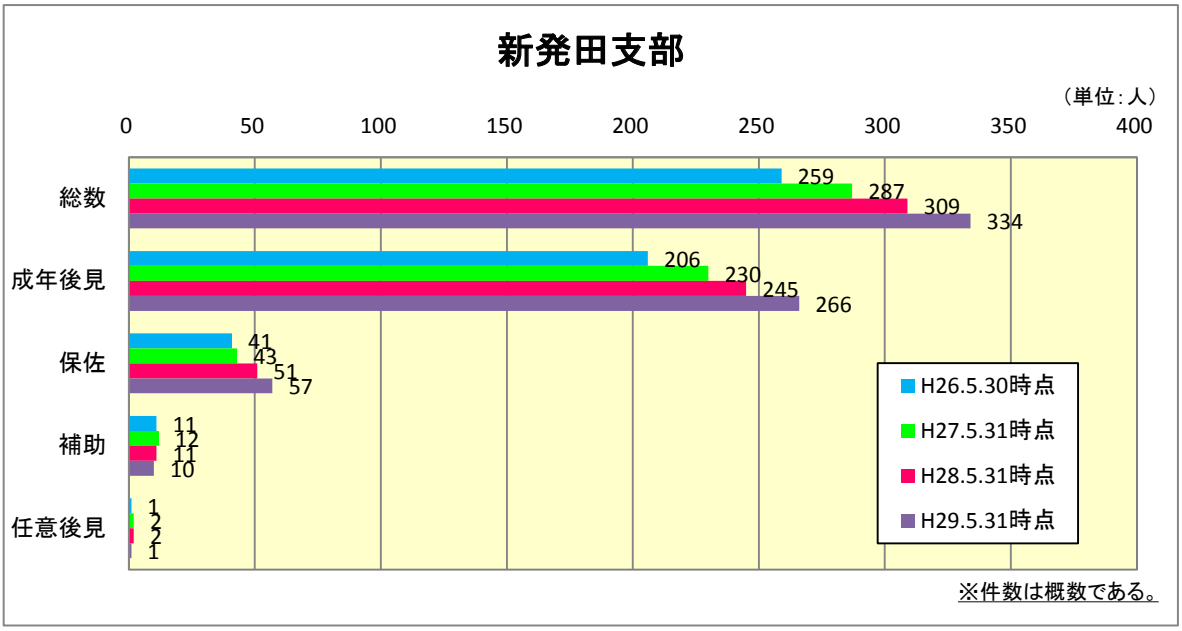
新発田支部
（単位：人）
0
50
100
150
200
250
300
350
400
総数
成年後見
保佐
補助
任意後見
259
287
309
334
206
230
245
266
41
43
51
57
11
12
11
10
1
2
2
1
H26.5.30時点
H27.5.31時点
H28.5.31時点
H29.5.31時点
※件数は概数である。

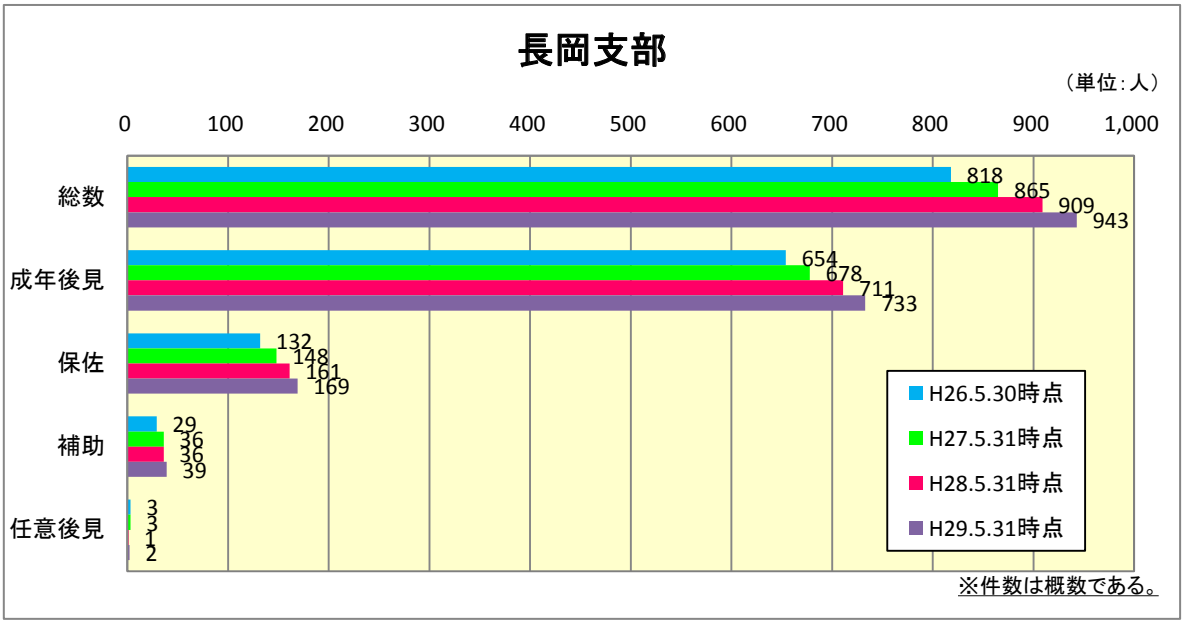
長岡支部
（単位：人）
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900
1,000
総数
成年後見
保佐
補助
任意後見
818
865
909
943
654
678
711
733
132
148
161
169
29
36
36
39
3
3
1
2
H26.5.30時点
H27.5.31時点
H28.5.31時点
H29.5.31時点
※件数は概数である。

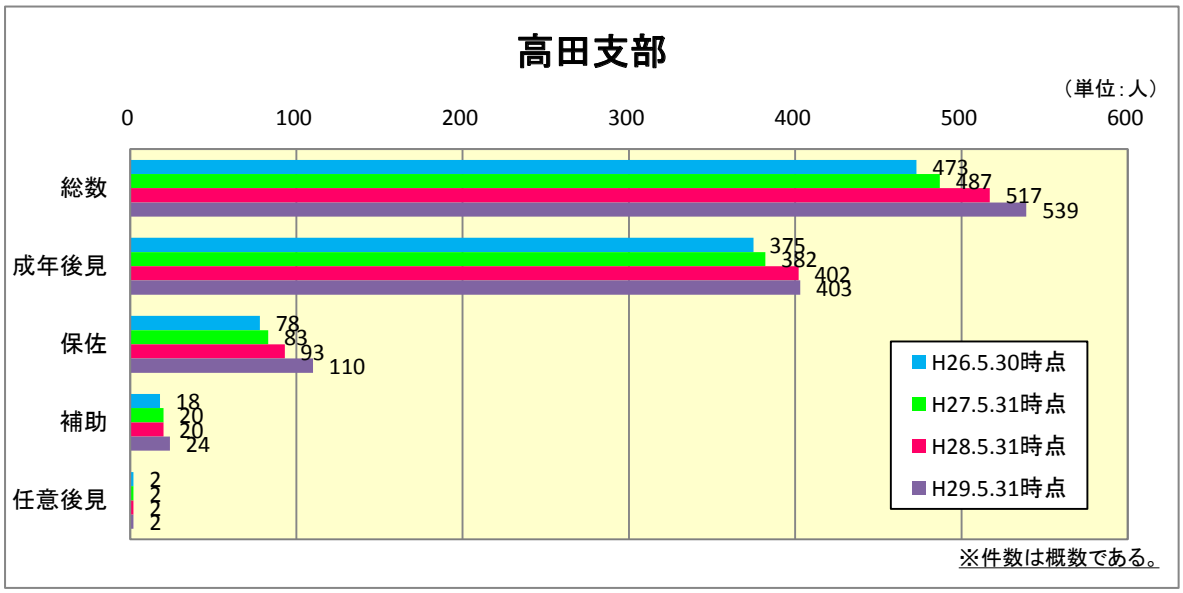
高田支部
（単位：人）
0
100
200
300
400
500
600
総数
成年後見
保佐
補助
任意後見
473
487
517
539
375
382
402
403
78
83
93
110
18
20
20
24
2
2
2
2
H26.5.30時点
H27.5.31時点
H28.5.31時点
H29.5.31時点
※件数は概数である。

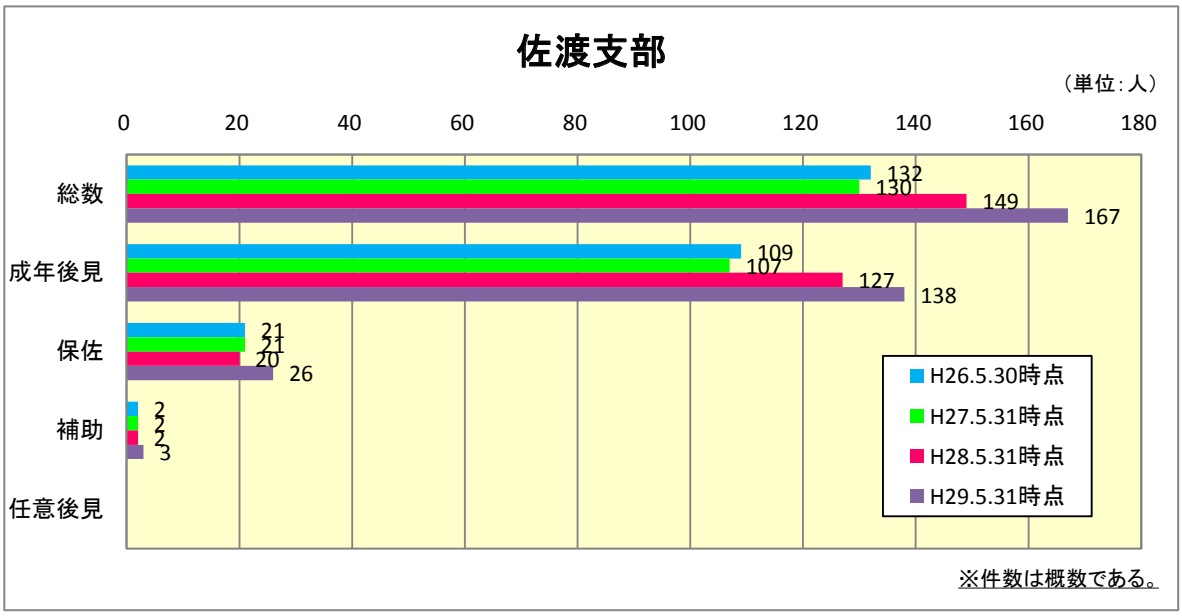
佐渡支部
（単位：人）
0
20
40
60
80
100
120
140
160
180
総数
成年後見
保佐
補助
任意後見
132
130
149
167
109
107
127
138
21
21
20
26
2
2
2
3
H26.5.30時点
H27.5.31時点
H28.5.31時点
H29.5.31時点
※件数は概数である。

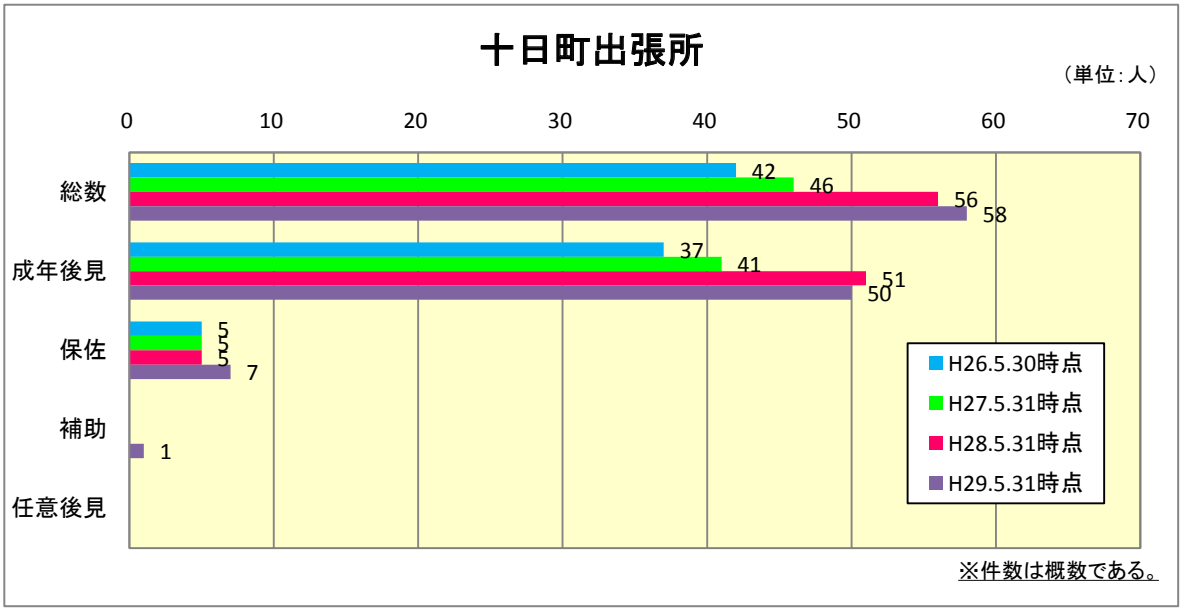
十日町出張所
（単位：人）
0
10
20
30
40
50
60
70
総数
成年後見
保佐
補助
任意後見
42
46
56
58
37
41
51
50
5
5
5
7
1
H26.5.30時点
H27.5.31時点
H28.5.31時点
H29.5.31時点
※件数は概数である。

平成29年度 成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果

【調査の概要】

目　的	新潟県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対　象	新潟県内の市町村行政（30市町村）
調査時期	平成29年5月9日から5月26日
調査時点	平成29年5月1日
調査方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

1　成年後見制度利用支援事業について

（1）成年後見制度申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の助成について

問1　成年後見制度の申立てに要する経費の助成を実施していますか。該当する項目にチェック☑を入れてください。

➢ 県内29ヵ所において、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。

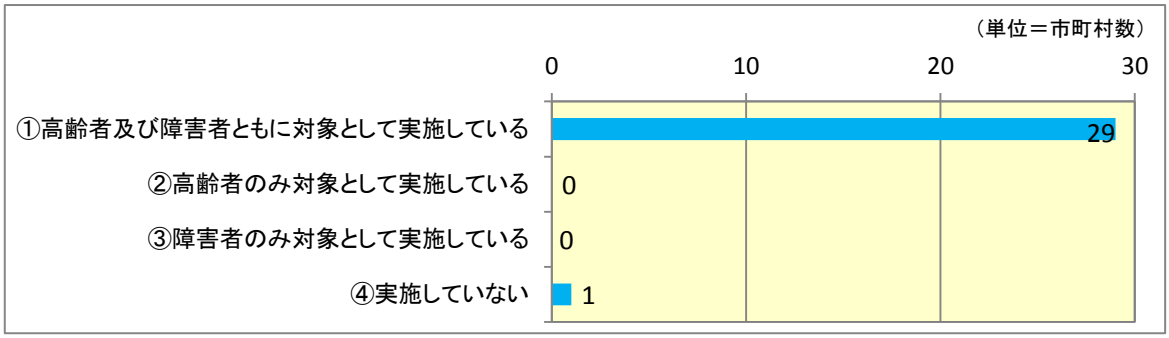

≪問1で、①･②･③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

問2　助成対象者の申立要件について、該当する項目にチェック☑を入れてください。

➢ 13ヵ所が市町村長申立に限定している一方で、16ヵ所が市町村長申立に限定していない。

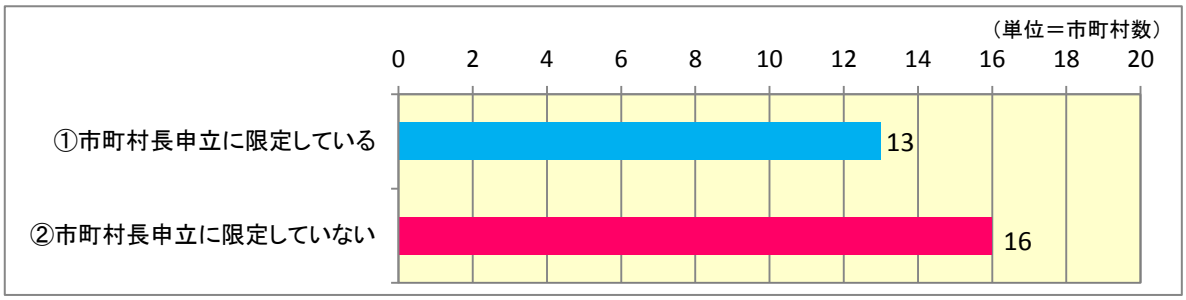

≪問1で、①･②･③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

問3　助成対象者の収入･資産要件について、該当する項目全てにチェック☑を入れてください。

➢ 22ヵ所が「生活保護法による被保護者」を対象、21ヵ所が「収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」を対象、14ヵ所が「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者」を対象、4ヵ所が「収入・資産要件については特に定めていない」と回答、3ヵ所が「その他」と回答。

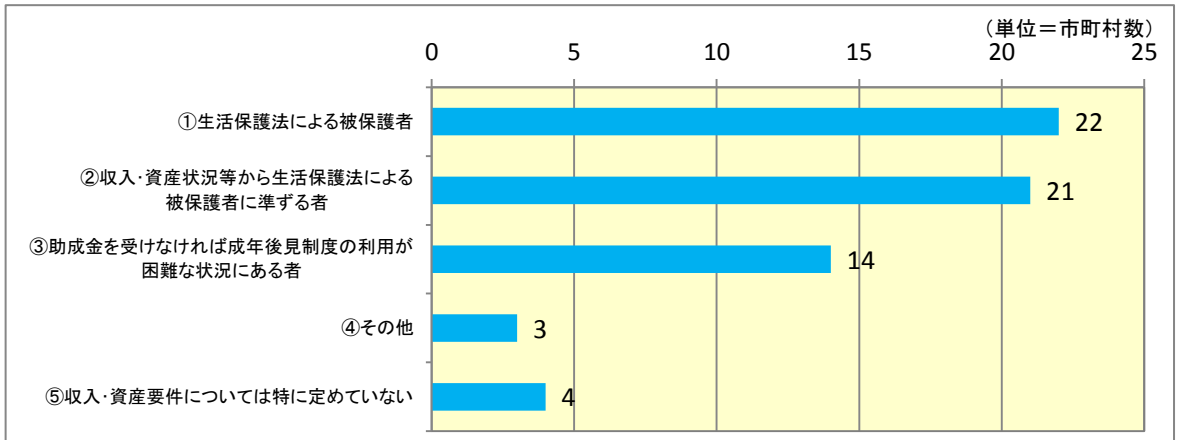

【「④その他」の内容】
･本市が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を行っている人に準ずると市長が認める人／本市が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付を行っている人／上記に規定する成年被後見人等の配偶者又は4親等以内でない成年後見人等
･要綱により定める
･開始審判申立に要する費用等を負担することが困難であると町長が認める者
･報酬等を負担することで生活保護法による被保護者となる者／その他町長が認めた者

≪問1で、①･②･③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

問4　平成28及び29年度の予算額と平成28年度の実績をご記入ください。（高齢及び障害福祉担当課両課の合算でお答えください。）

➢ 県内全体として平成28年度は130件（10,738千円）予算計上し、74件（1,147千円）執行している。
➢ 平成29年度は146件（11,521千円）予算計上している。

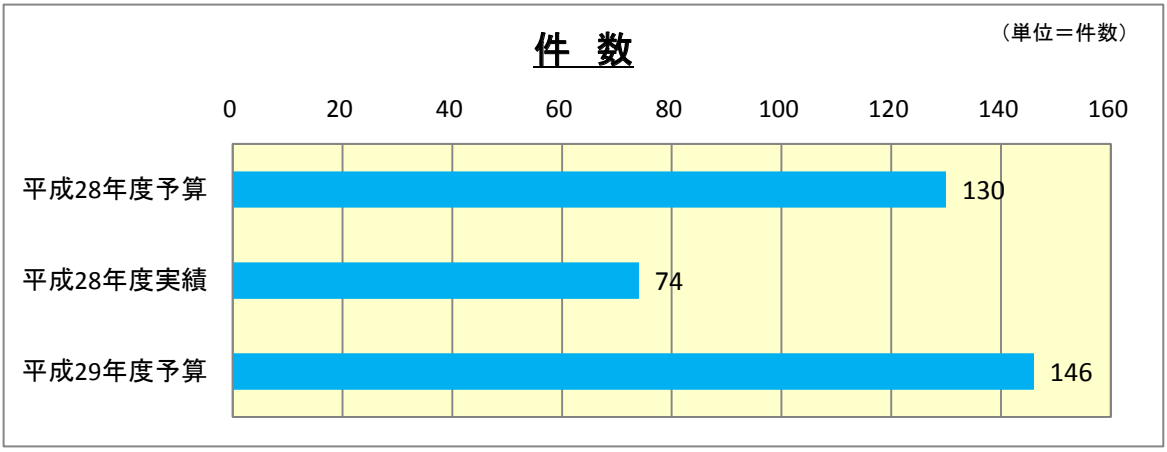

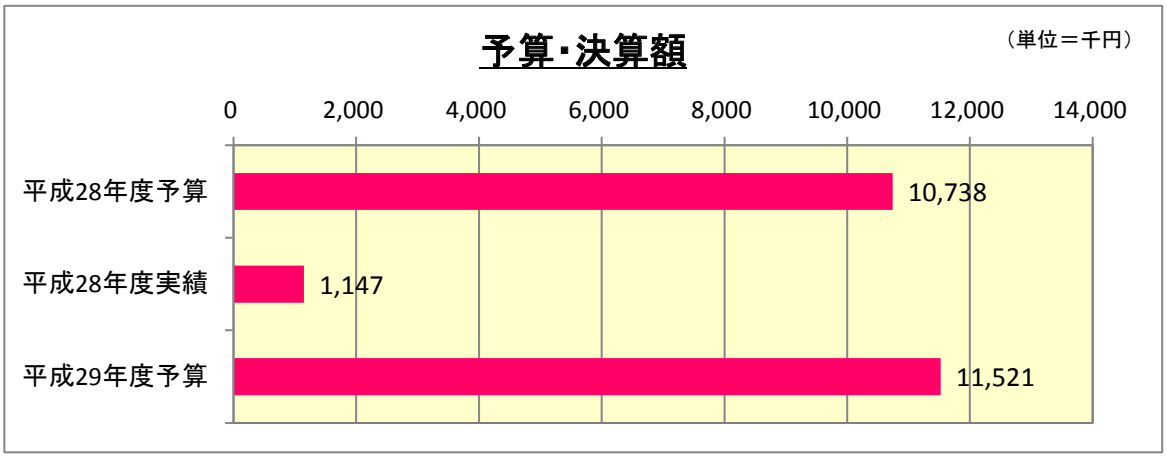

※ 平成29年度予算において、「申立てに要する経費助成」と「後見人等への報酬助成」を一括計上している市町村が1か所あり、当報告書では便宜上、「申立てに要する経費助成」として計上している。

（2）後見人等への報酬の助成について

問5　成年後見人等への報酬助成を実施していますか。該当する項目にチェック☑を入れてください。

➢ 県内全ての市町村において、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。

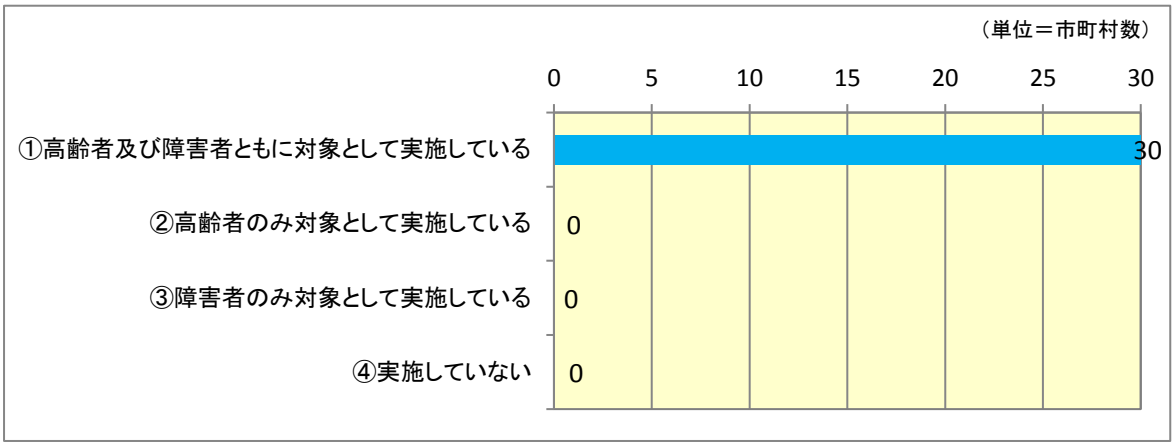

≪問5で、①･②･③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

問6　助成対象者の申立要件について、該当する項目にチェック☑を入れてください。

➢ 8ヵ所が市町村長申立に限定している一方で、22ヵ所は市町村長申立に限定していない。

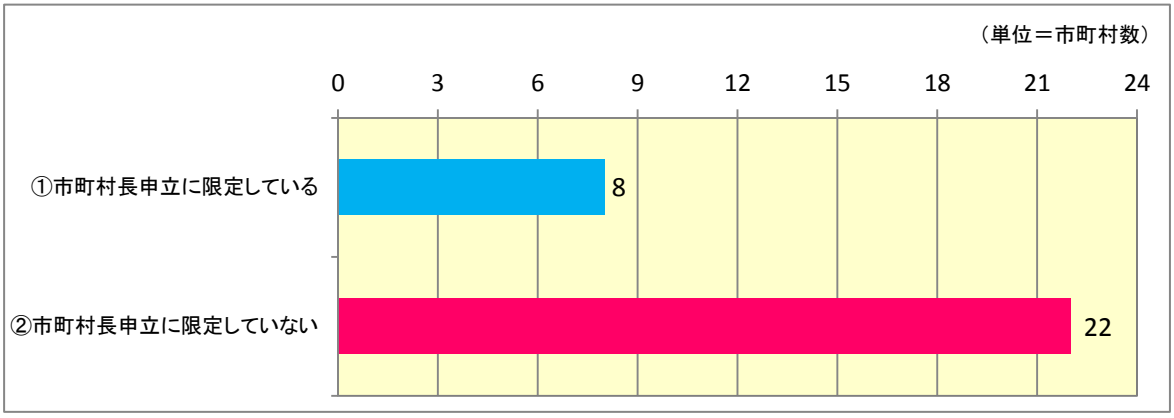

≪問5で、①･②･③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

問7　助成対象者の収入･資産要件について、該当する項目全てにチェック☑を入れてください。

➢ 25ヵ所が「生活保護法による被保護者」を対象、24ヵ所が「収入･資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」を対象、17ヵ所が「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者」を対象、6ヵ所が「その他」と回答。

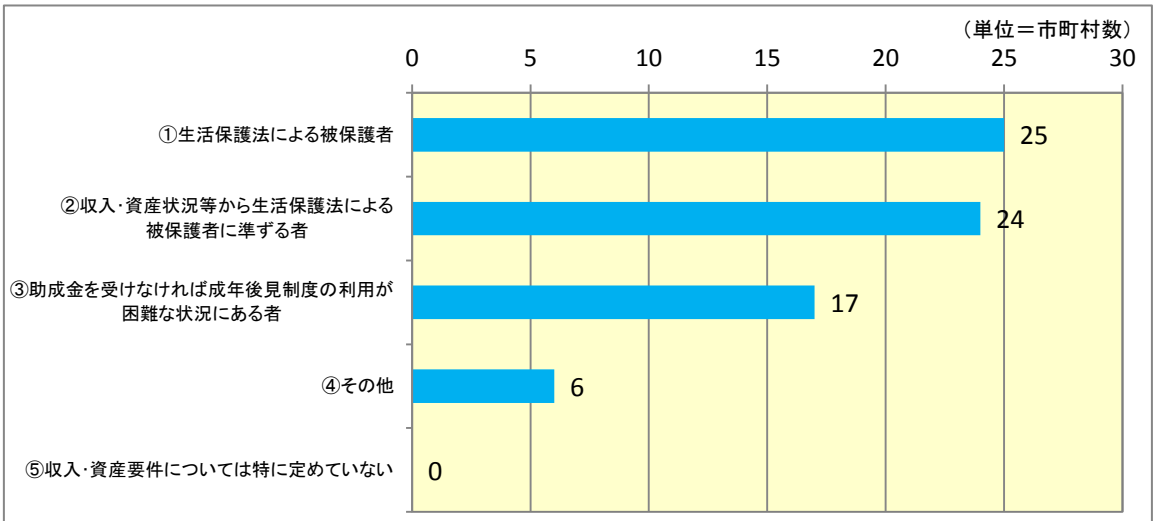

【「④その他」の内容】
･本市が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を行っている人に準ずると市長が認める人／本市が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付を行っている人／上記に規定する成年被後見人等の配偶者又は4親等以内でない成年後見人等
･市民税非課税世帯で流動資産が350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)以下の者
･市長が認める者
･要綱により定める
･住民税非課税世帯に属する者
･開始審判申立に要する費用等を負担することが困難であると町長が認める者

≪問5で、①･②･③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

問8　平成28及び29年度の予算額と平成28年度の実績をご記入ください。（高齢及び障害福祉担当課両課の合算でお答えください。）

➢ 県内全体として平成28年度は294件（83,127千円）予算計上し、263件（62,659千円）執行している。
➢ 平成29年度は387件（107,663千円）予算計上している。

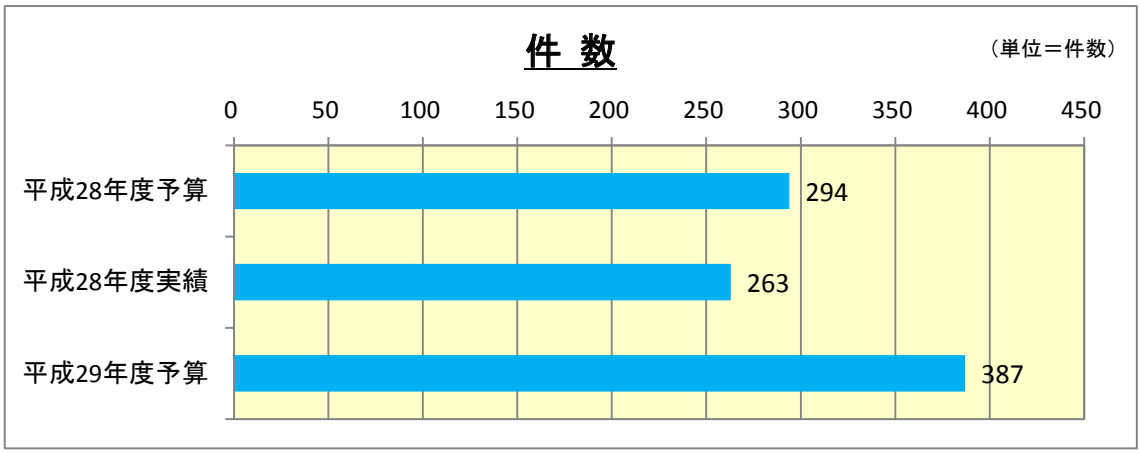

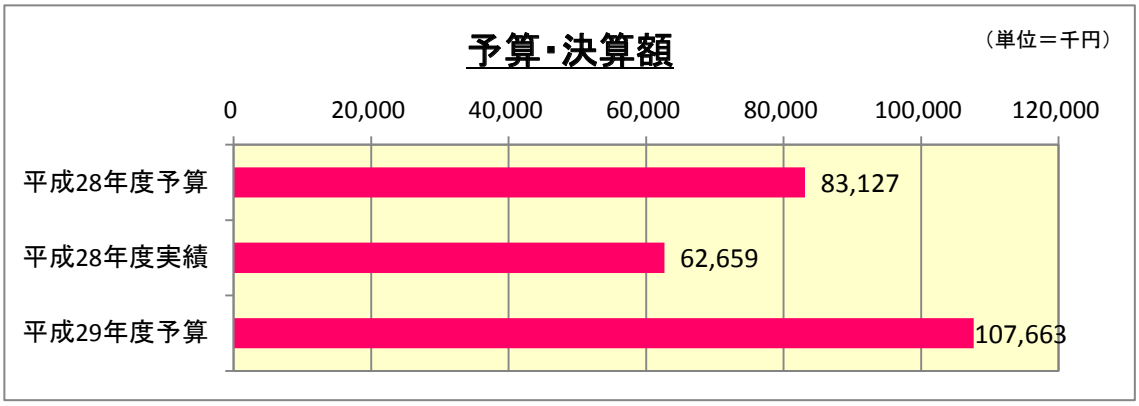

※ 平成29年度予算において、「申立てに要する経費助成」と「後見人等への報酬助成」を一括計上している市町村が1か所あり、当報告書では便宜上、「申立てに要する経費助成」として計上している。

2　市町村長申立について

問9　市町村長申立にあたり、親族調査の範囲について該当する項目にチェック☑を入れてください。

➢ 25ヵ所が親族調査の範囲を「2親等まで」としている一方、4ヵ所が「4親等まで」としている。また、1ヵ所が「その他」と回答。

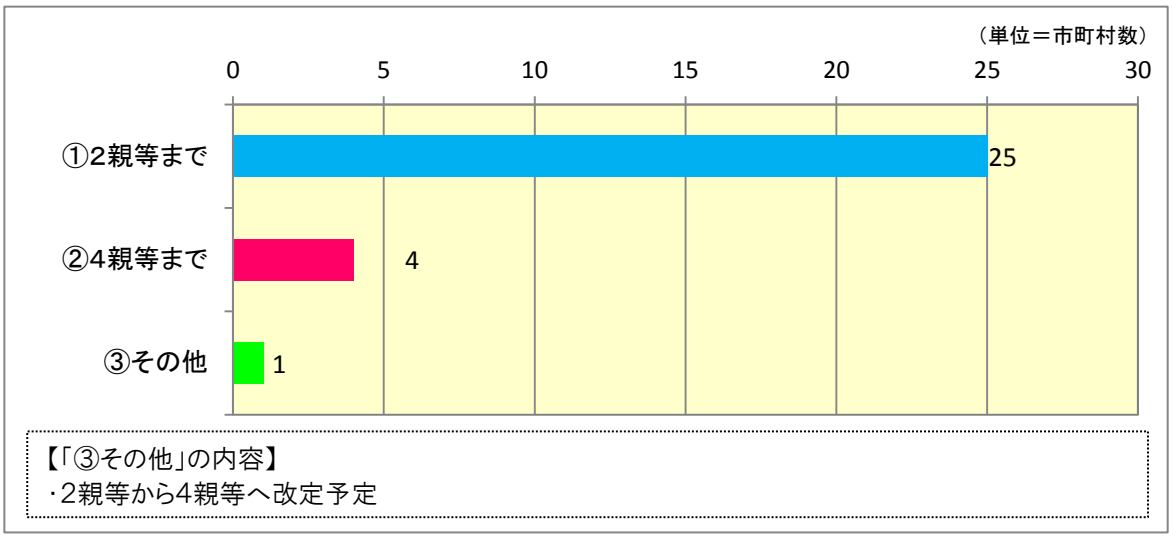

問10 平成28年度の市町村長申立件数（申立類型別）をご記入ください。

- 平成28年度の市町村長申立件数は県内合計108件となっている。うち、高齢福祉担当課で87件、障害福祉担当課で21件となっている。
- 申立類型別では、「後見」が95件、「保佐」が12件、「補助」が1件となっている。
- 申立件数別市町村数は、「31件」「18件」「9件」「6件」「3件」が1ヵ所、「4件」が2ヵ所、「5件」が4ヵ所、「2件」が5ヵ所と続き、「0件」が11ヵ所となっている。

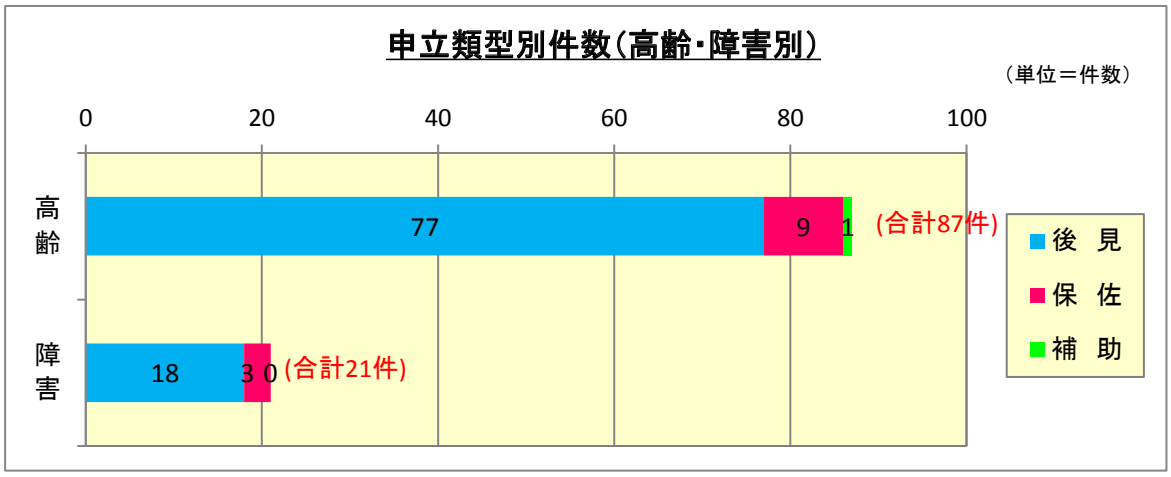

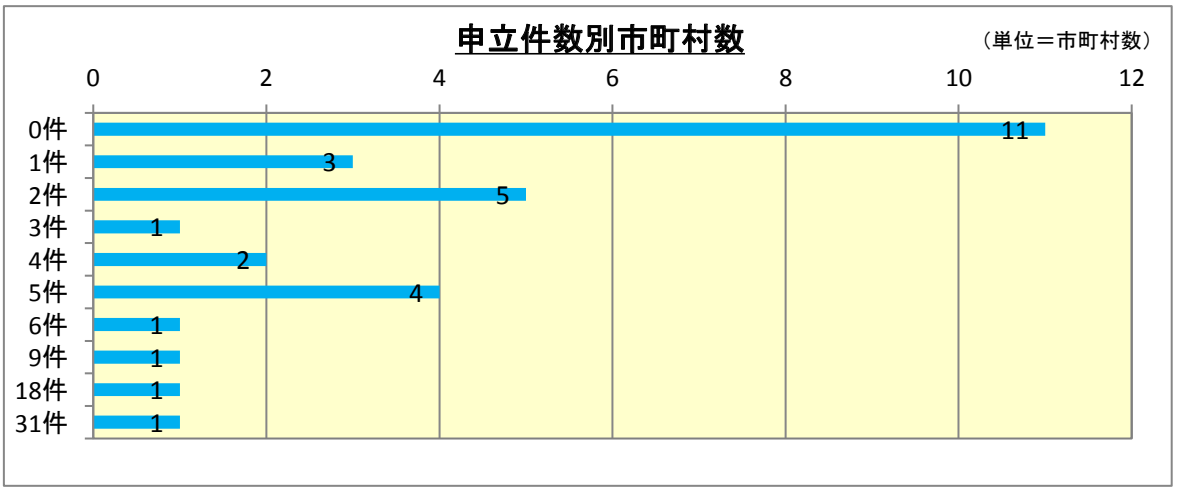

3 市民後見人について

問11 市民後見推進に関する事業を実施していますか。該当する項目にチェック☑を入れてください。

- 「平成27年度実施」が5ヵ所、「平成28年度実施」が5ヵ所、「平成29年度実施予定」が6ヵ所、「検討中」が3ヵ所となっている。

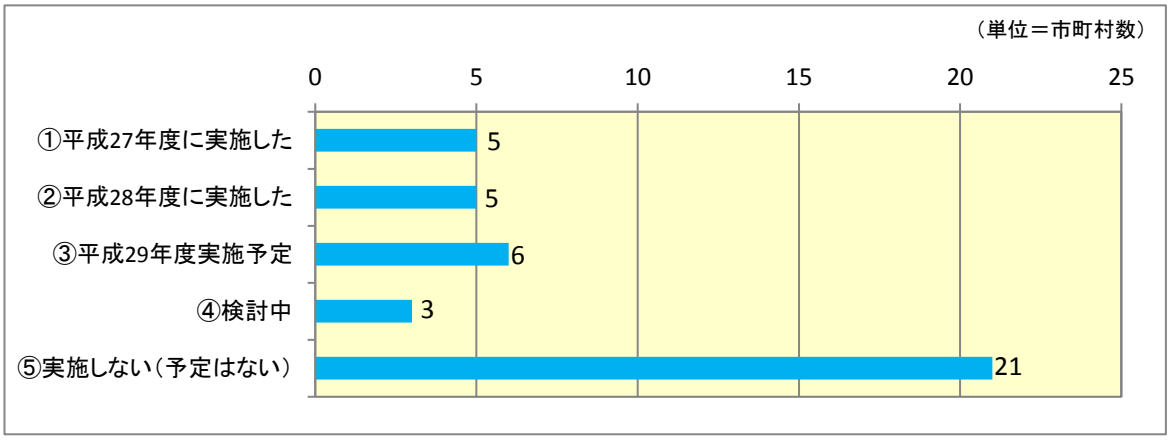

≪問11で、①･②･③のいずれかに回答した市町村にお聞きします≫

問12 具体的な取組内容について、該当する項目全てに〇を付してください。

- 平成27年度における取組内容として、「市民後見人養成のための研修」「市民後見推進のための検討会の実施」が5ヵ所と最も多い。
- 平成28年度における取組内容として、「市民後見人養成のための研修」「市民後見推進のための検討会の実施」「市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築」が4ヵ所で最も多い。
- 平成29年度取組予定の内容として、「市民後見人養成のための研修」「市民後見推進のための検討会の実施」「市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築」が4ヵ所で最も多い。

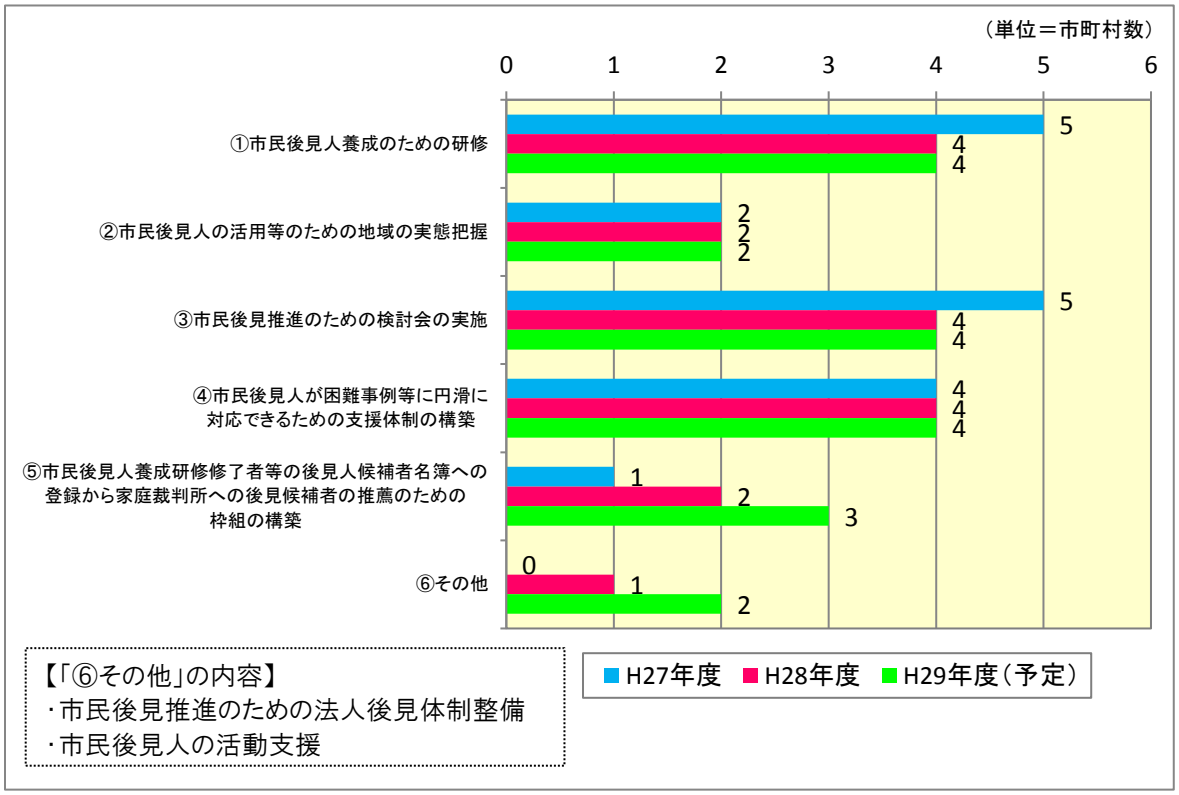

【「⑥その他」の内容】
・市民後見推進のための法人後見体制整備
・市民後見人の活動支援

≪これまでに市民後見人養成研修を開催したことのある市町村にお聞きします≫

問13 これまでに市民後見人養成研修を修了した方は何人いますか。

- これまでに市民後見人養成研修を開催したことのある市町村は5ヵ所。その中で市民後見人養成研修を修了した方は5ヵ所で合計226人。

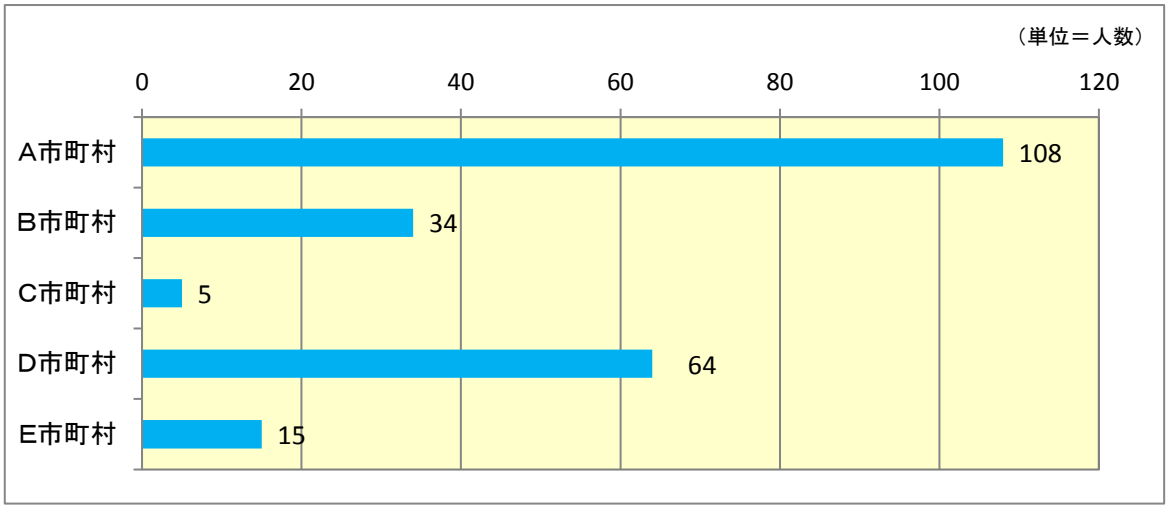

≪問13に回答した市町村にお聞きします≫

問14 上記問13で回答した人数のうち、既に活動できる状態にある人は何人いますか。下記の項目ごとに人数をご記入ください。

➢「市民後見人候補者名簿に登録している人」は3ヵ所で42人、「法人後見実施団体の嘱託職員等（後見支援員）として雇用契約を締結している人」は3ヵ所で合計105人となっている。

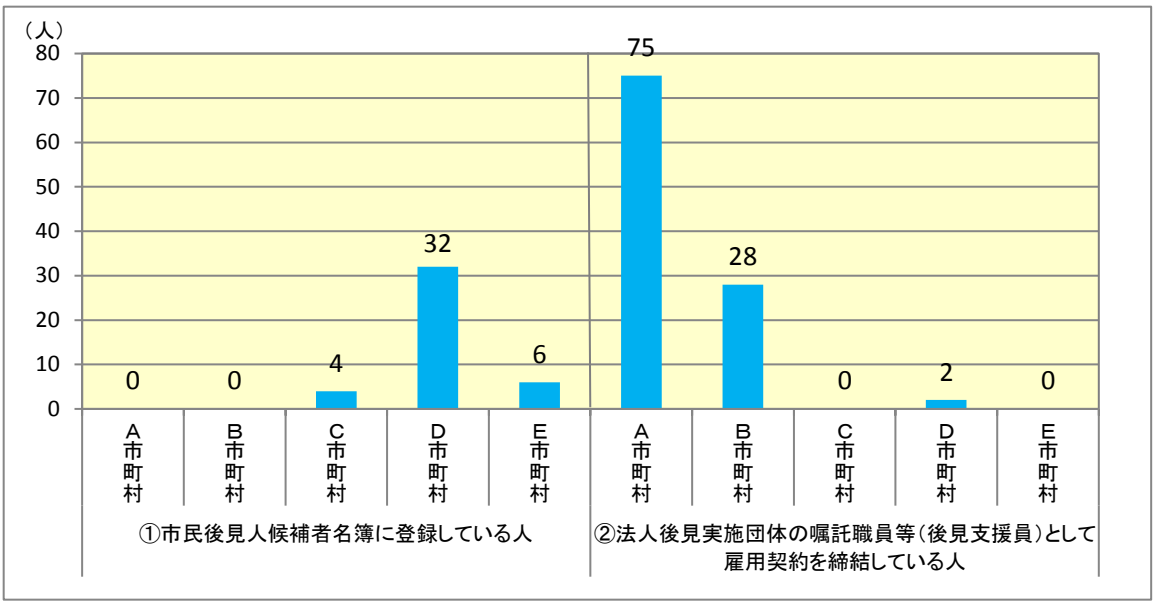

≪問14に回答した市町村にお聞きします≫

問15 上記14で回答した人数のうち、現に活動している方、及び過去に活動していた方は何人いますか。下記の項目ごとに人数をご記入ください。

➢「現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」は1ヵ所で13人、「現在、法人後見実施団体の嘱託職員等（法人後見支援員）として活動している人」は3ヵ所で合計72人となっている。

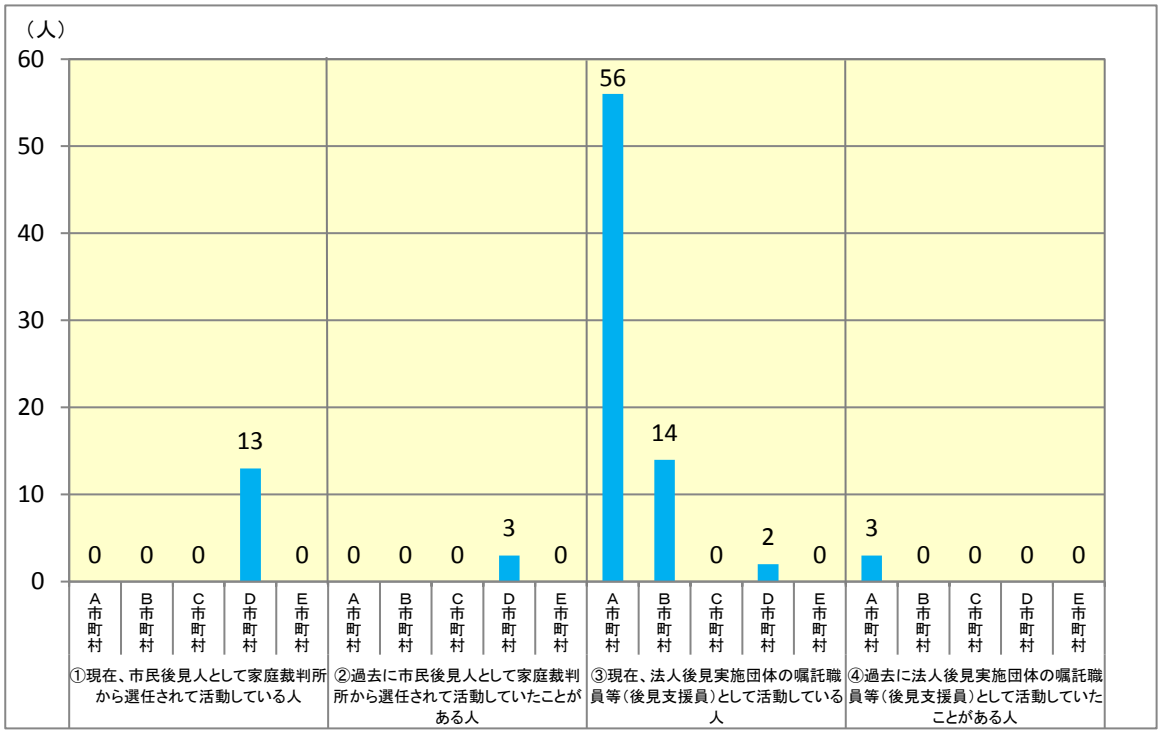

≪問11で、④に回答した市町村にお聞きします≫

問16 市民後見推進に関する事業を実施していない理由はなんですか。最も大きな理由1つにチェック☑を入れてください。

➢「事業を実施するための組織体制の整備が困難なため」が12ヵ所と一番多く、次いで「地域に弁護士や司法書士など適切な後見人候補者がいることを把握しているため」・「その他」が3ヵ所、「地域の成年後見制度利用に対するニーズを把握する方法が分からず、結果、市民後見を推進する必要性を見極められていないため」が2ヵ所、「地域に成年後見制度利用に対するニーズが少ない（無い）ことを調査等を通じて把握しているため」が1ヵ所となっている。

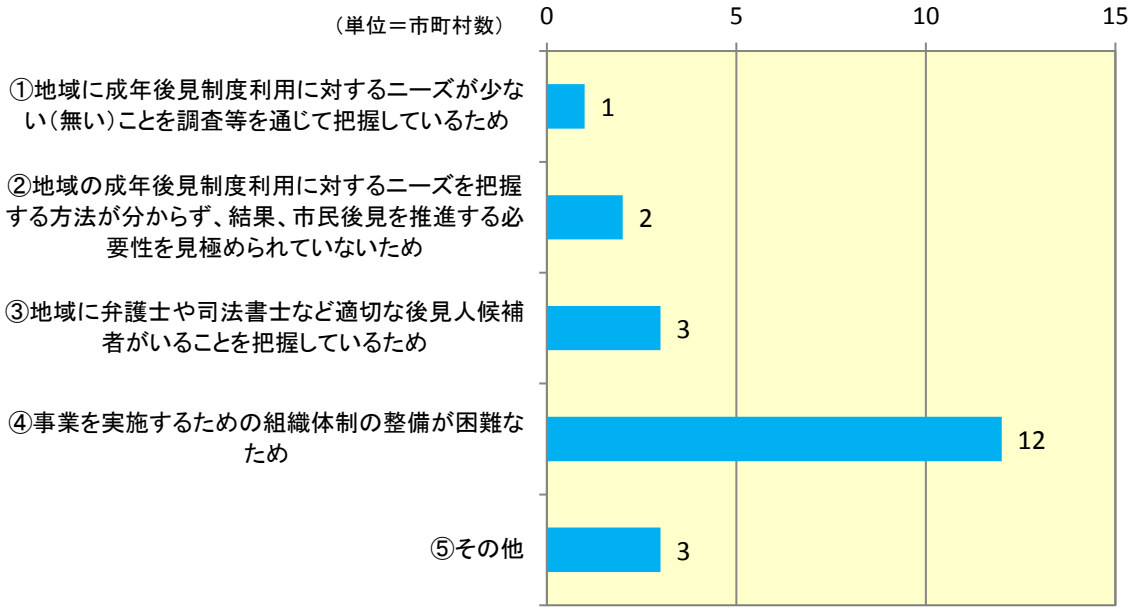

【「⑤その他」の内容】
・平成30年度以降に、市民後見人養成講座の実施は検討しているが、講座受講者を市民後見人ではなく、法人後見支援員として活用させたいから
・今後実施について検討する予定
・社会福祉協議会が法人後見を開始するため、受任件数等の状況を見極めてから検討したい

4 法人後見について

問17 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」の実施状況について、該当する項目にチェック☑を入れてください。

➢「平成27年度に実施」が5ヵ所、「平成28年度に実施」が8ヵ所、「平成29年度に実施予定」が12ヵ所、「検討中」が2ヵ所、「実施しない（予定はない）」が15ヵ所となっている。

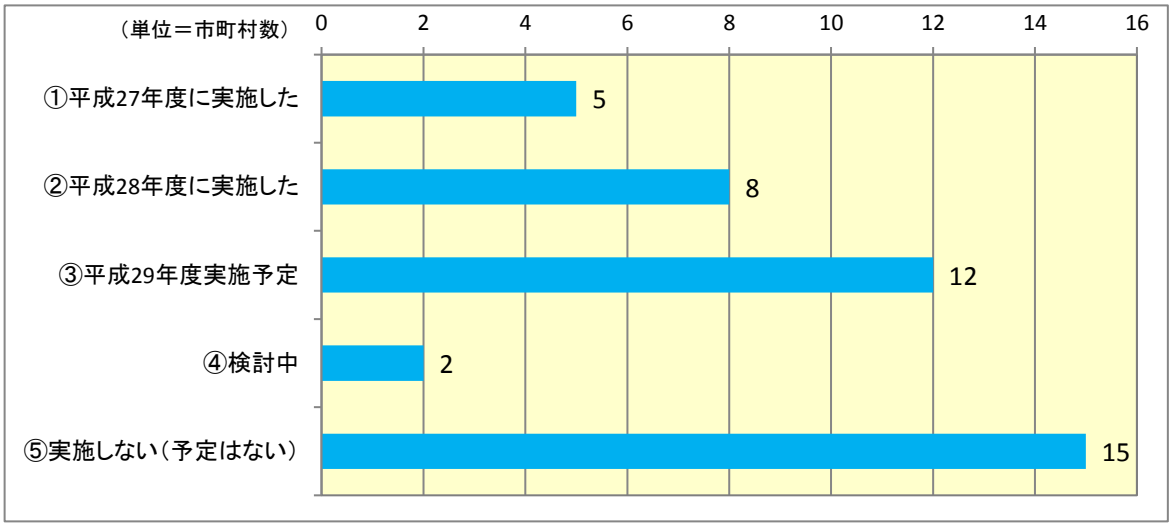

≪問17で、①･②･③のいずれかに回答した市町村にお聞きします≫

問18 具体的な取組内容について、該当する項目全てに〇を付してください。

- 平成27年度における取組内容として、「法人後見の活用のための地域の実態把握」が3ヵ所と最も多い。
- 平成28年度における取組内容として、「法人後見実施のための研修」が6ヵ所で最も多い。
- 平成29年度取組予定の内容として、「法人後見実施のための研修」が8ヵ所と最も多く、次いで「法人後見推進のための検討会の実施」、「法人後見団体への財政支援」が7ヵ所となっている。

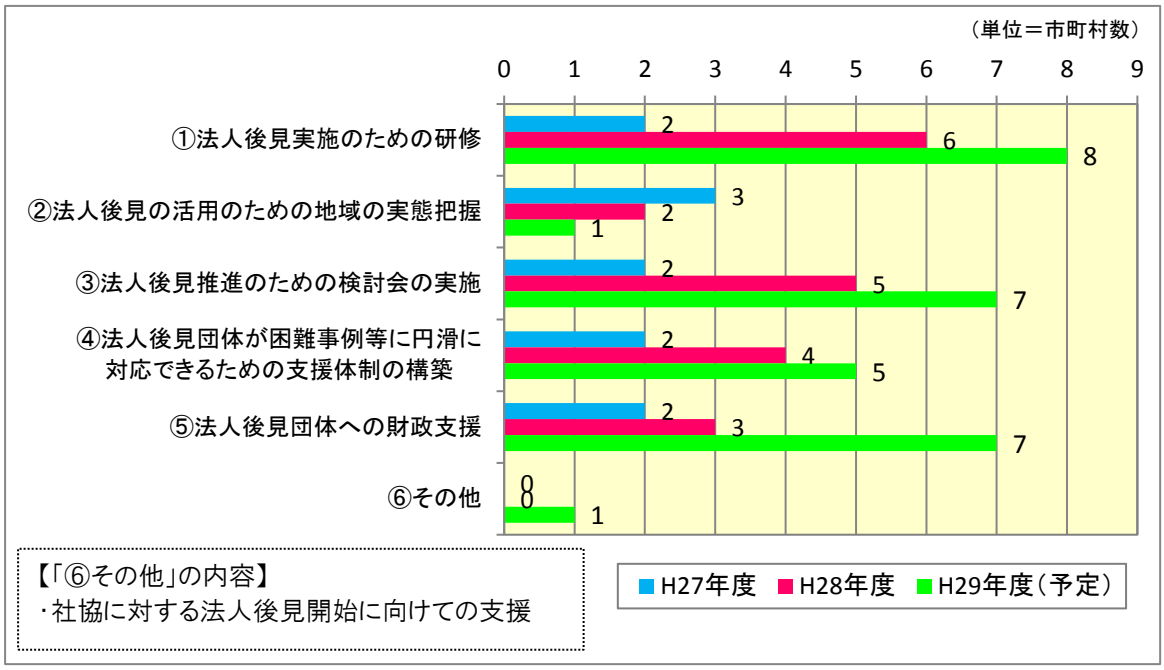

≪問18で、④に回答した市町村にお聞きします≫

問19 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」を実施していない理由はなんですか。最も大きな理由1つにチェック☑を入れてください。

- 「事業を実施するための組織体制の整備が困難なため」が9ヵ所と最も多く、次いで「その他」が3ヵ所、「地域に弁護士や司法書士など適切な後見人候補者がいることを把握しているため」が2ヵ所となっている。

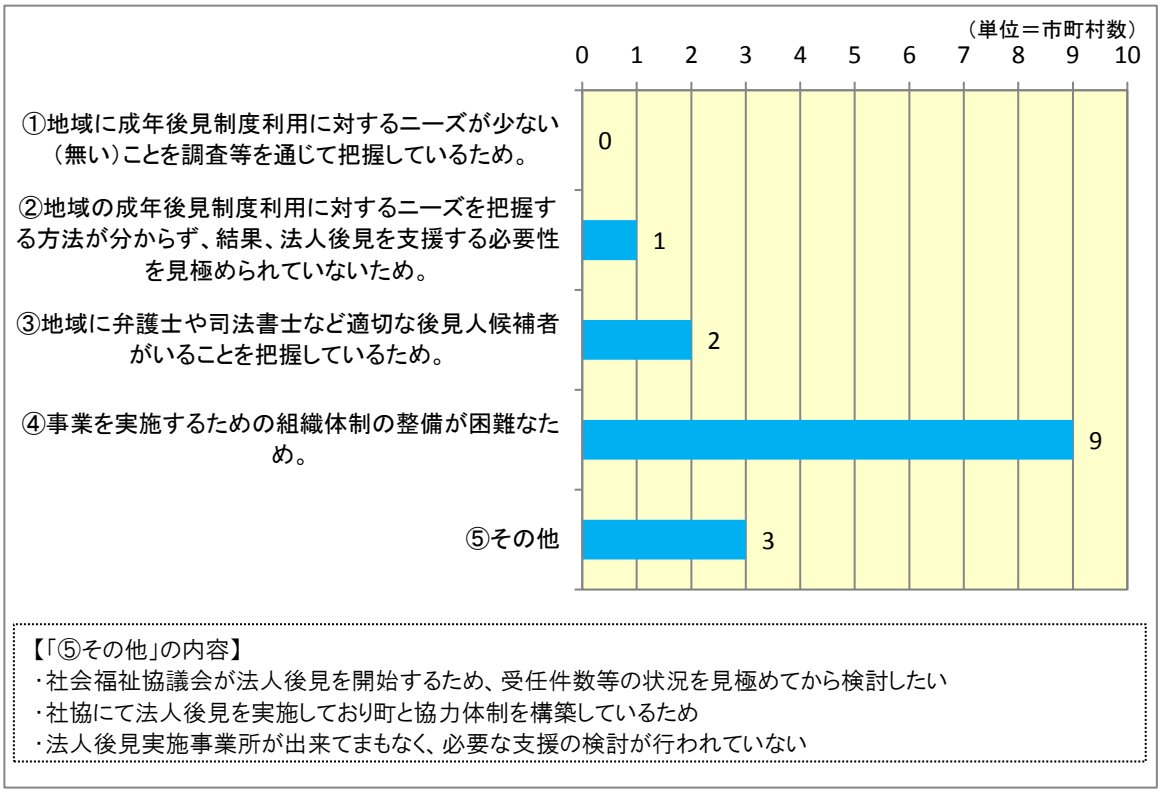

5 成年後見制度利用促進基本計画について

問20 平成29年3月24日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」において「市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用を促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努める」とされていますが、市町村での基本的な計画の策定に向けた状況について、該当する項目にチェック☑を入れてください。

➢ 「策定する」が0ヵ所、「策定の予定はあるが、時期は未定」が1ヵ所、「検討中」が19ヵ所、「策定しない（予定はない）」が10ヵ所となっている。

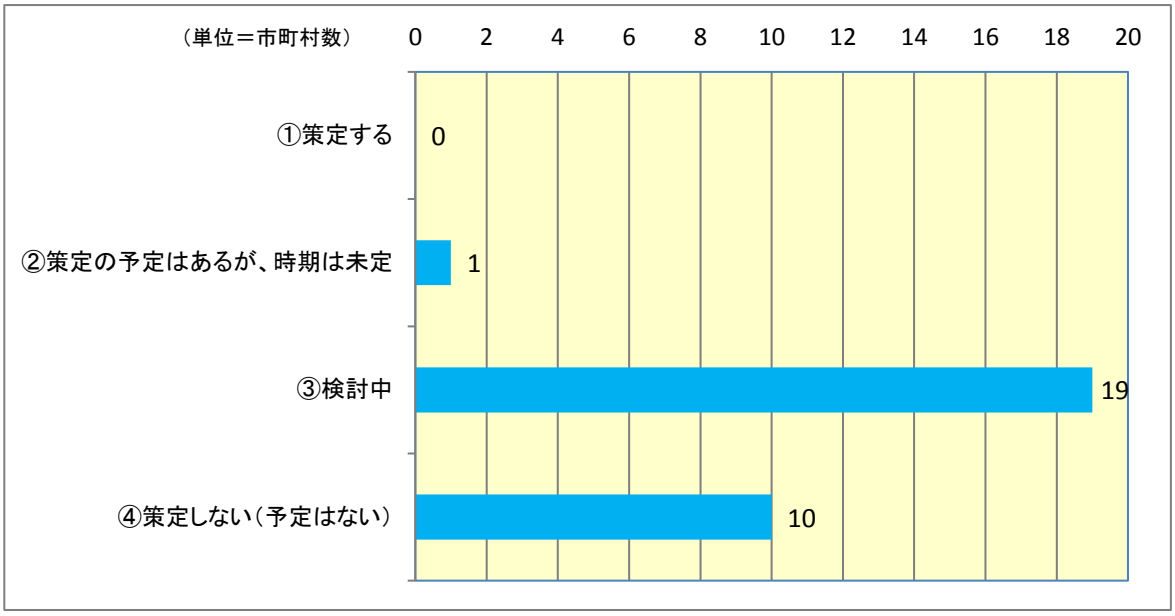

6 その他

問21 成年後見制度推進上の課題や問題点等について、ご自由にお書きください。

➢ 虐待などの権利擁護の視点で本制度の利用に結びつくケースがあり、関係者（相談事業所、社協、包括、生活困窮担当等）の連携が必要である。
➢ 本市の第三者後見人が不足している。
➢ 介護支援専門員等の関係者の成年後見制度の理解が低く、制度利用が必要と思われる本人や家族に適切に制度の説明が出来ない。また、制度利用対象者の判断ができず、制度利用につながりにくいため関係者を対象とした研修が必要。
➢ 市長申立を行う際、相談に乗ってもらえる体制・機関があると市としてはありがたいし、市長申立も進むのではないか。
➢ 障害者が成年後見の申立を検討する際の相談窓口が確立されておらず、市職員や相談支援専門員などが業務の傍ら申請支援を行う現状が生じている。
➢ 成年後見制度の利用については地域の格差が大きいものの、共通の課題があると考えるため、市民後見人養成研修の広域実施を含めて検討していただきたい。
➢ 市民後見推進については対象者が町外の転入者が多いことが見込まれ、本人の素性がわからないまま対応することになるので、市民後見については法人後見の動向を見ながら考えていきたいと思います。
➢ 身元引受、保証人や医療同意の関係で苦慮している。

平成29年度 社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果

【調査概要】

目　的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における法人後見事業等への取り組み状況の把握
対　象	新潟県内の市町村社会福祉協議会（30社協）
調査時期	平成29年5月9日から5月26日
調査時点	平成29年5月1日
調査方法	郵送による依頼及びファクス等による回収
発送数	30
回収数	30

※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率（%）は少数第一位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

1　法人後見事業実施社協の状況（対象＝11社協）

（1）法人後見事業における受任状況について

①受任件数について

- 県内で法人後見事業を実施している11社協で、これまでに合計129件を受任している。
- うち20件は既に死亡により終了しており、現在の受任件数は合計109件となっている。

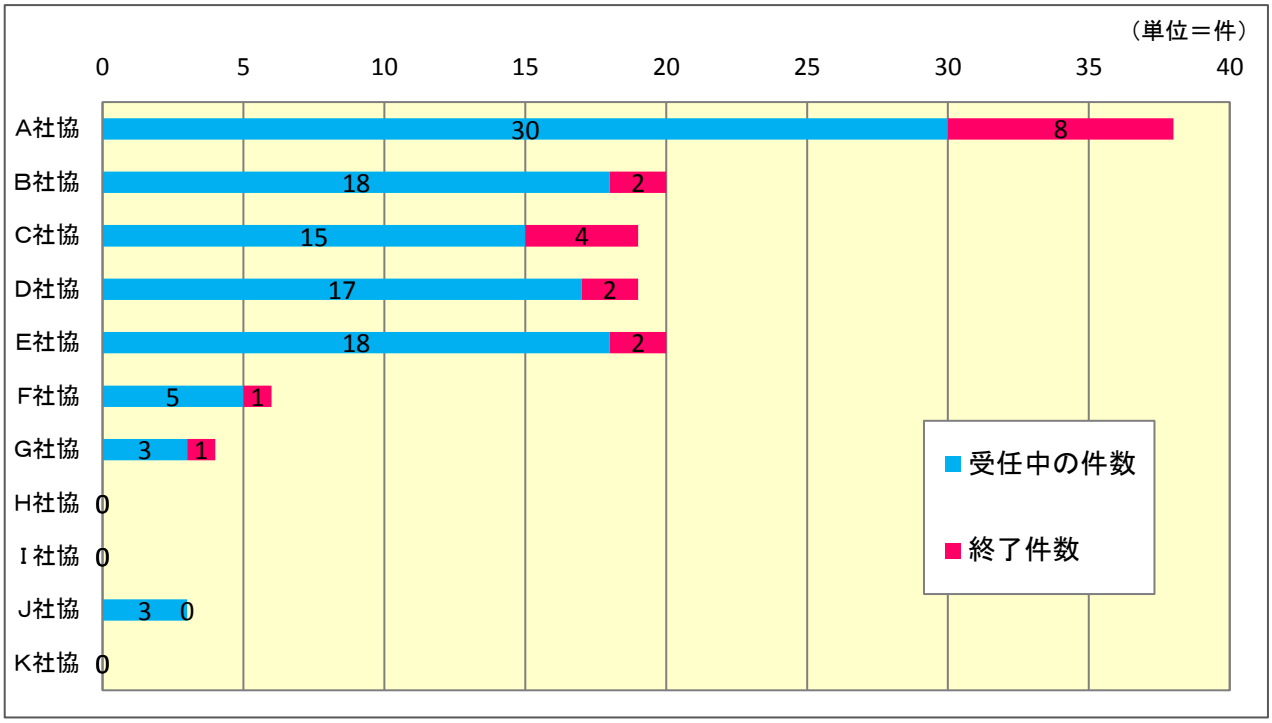

②受任件数の推移について

- 平成29年5月1日時点において、11社協で合計109件（前年82件）を受任しており、前年同期比で27件増加している。

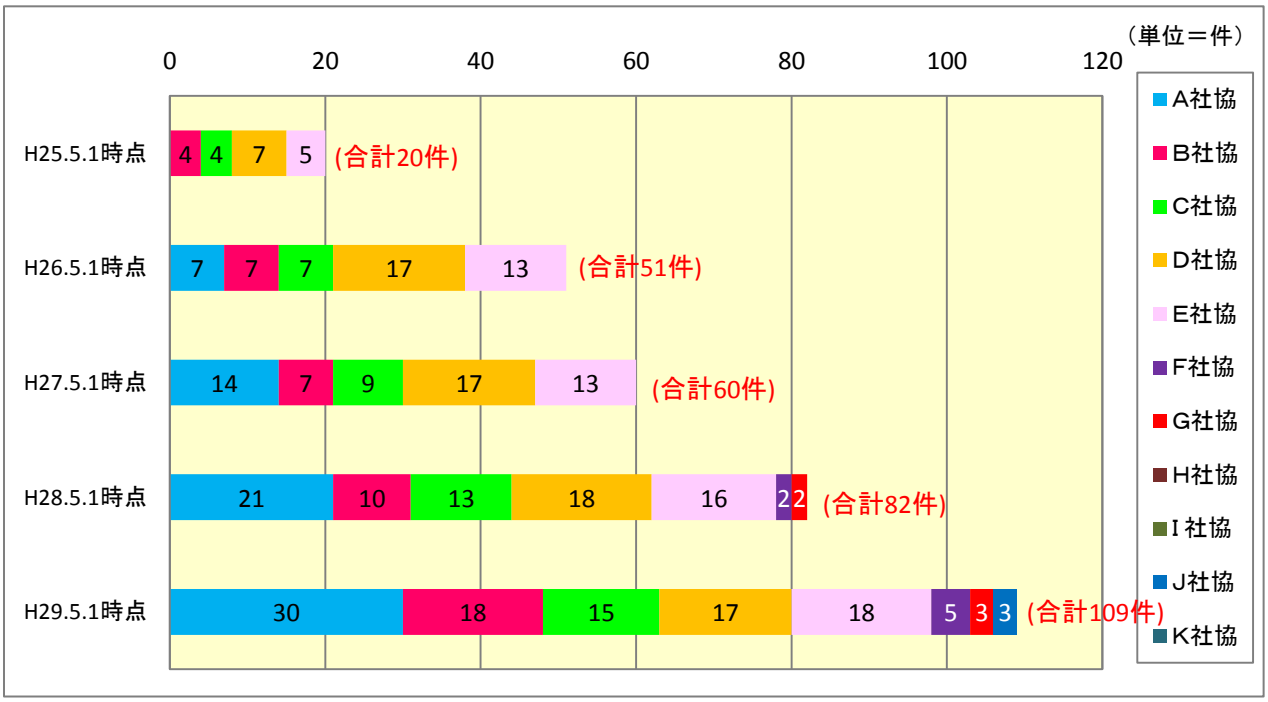

≪ 以下、現在受任中の「109件」の状況について ≫

③年齢について

- 受任件数109件のうち、「80代」が24件と最も多く、次いで「70代」が20件、「50代」「60代」が17件と続いている。
- 「19歳以下」の受任案件は無い。

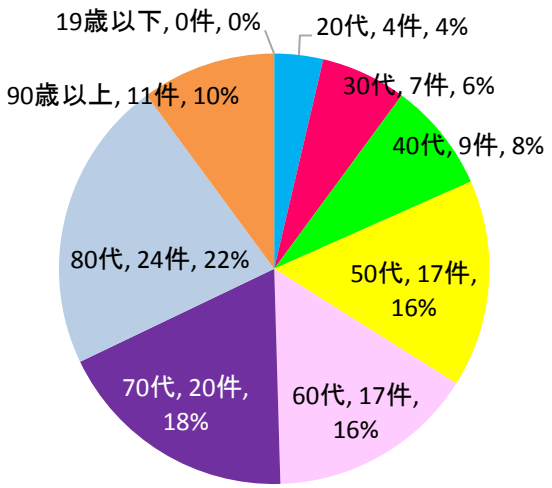

④性別について

- 受任件数109件のうち、「男性」が59件、「女性」が50件となっている。

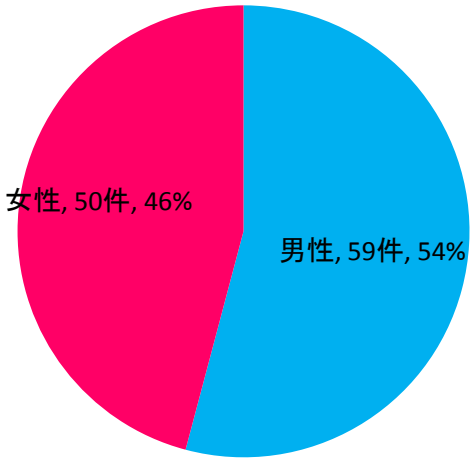

⑤障害等区分について

- 受任件数109件のうち、「認知症高齢者」が51件と一番多く、次いで「知的障害者」が32件、「精神障害者」が26件となっている。

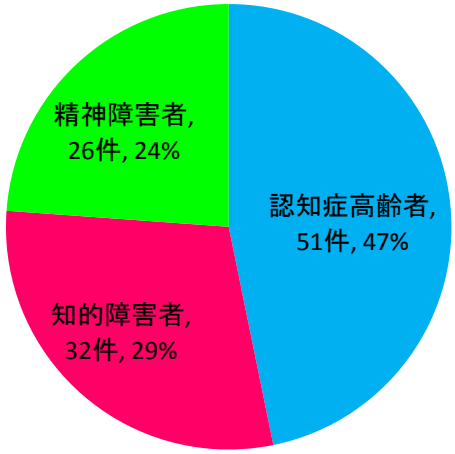

⑥居所について

➢ 受任件数109件のうち、「施設」が66件と一番多く、次いで「在宅」が30件、「病院」が13件となっており、被後見人等の約7割が「施設」や「病院」に入所・入院している。

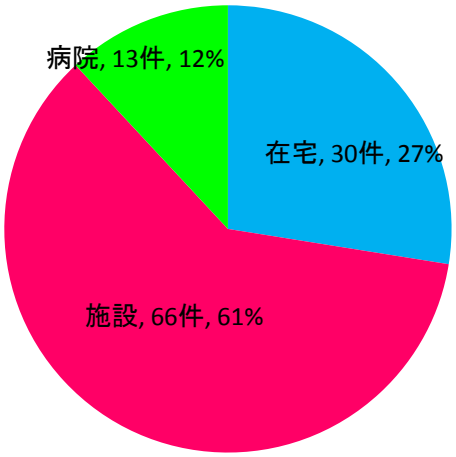

⑦生活保護の受給状況について

➢ 受任件数109件のうち、生活保護の「受給有」が28件、「受給無」が81件となっている。

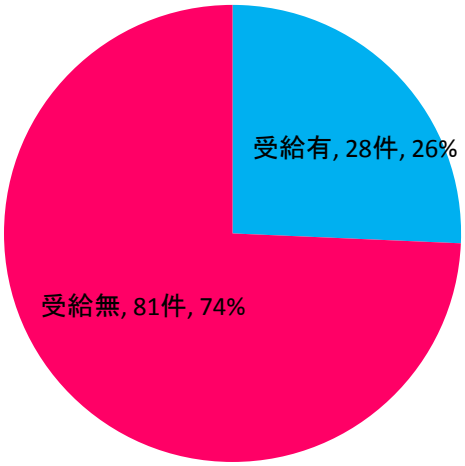

⑧類型について

➢ 受任件数109件のうち、「後見」類型が72件と一番多く、次いで「保佐」類型が31件、「補助」類型が6件となっている。

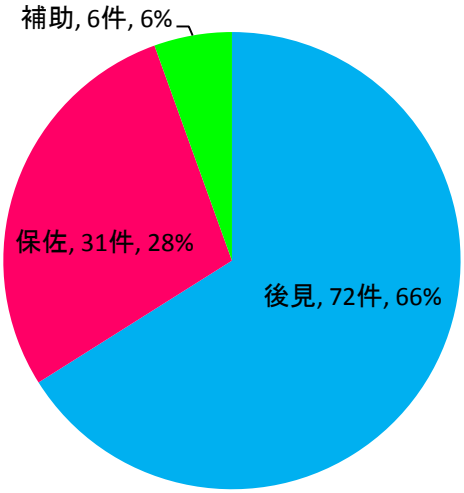

⑨申立人について

➢ 受任件数109件のうち、「親族」による申立てが55件と一番多く、次いで「市町村長」による申立てが31件、「本人」による申立てが20件となっている。

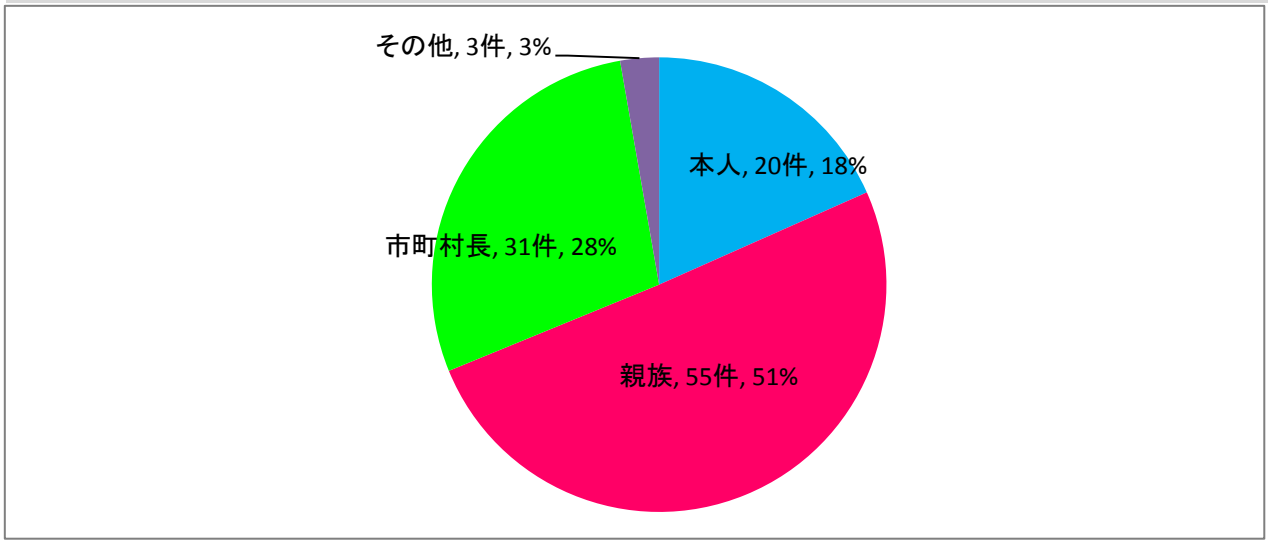

⑩後見等報酬について

➢ 受任件数109件のうち、「受任して1年未満のため無報酬」(38件)を除くと、「本人の財産からの報酬」が34件と一番多く、次いで、「成年後見制度利用支援事業からの報酬」が20件、「本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬」が14件、「報酬を辞退したため無報酬」が1件、「その他」が2件となっている。

➢ 「その他」の内容として、「報酬決定しながらも本人の財産少ないため受領を見合わせている」となっている。

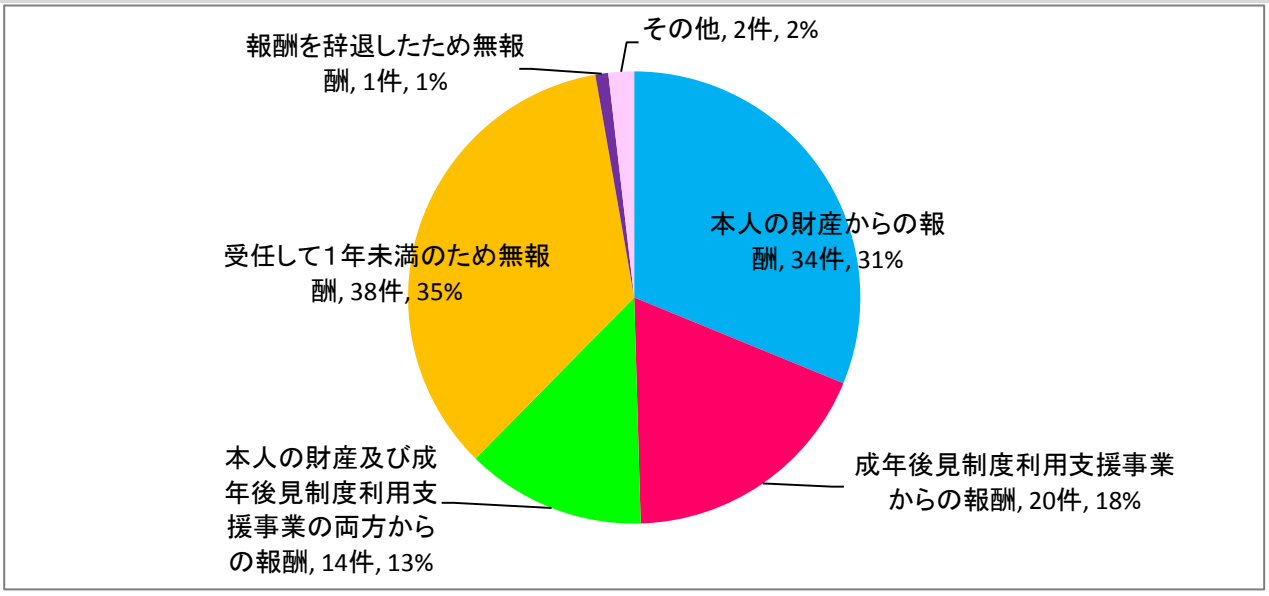

(2)法人後見事業以外の成年後見制度関連事業の実施状況について

- 11社協のうち、「普及啓発事業」を実施している社協が9社協、「相談支援事業」を実施している社協が8社協、「申立支援事業」を実施している社協が5社協、「市民後見人養成事業」を実施している社協が3社協となっている。
- 「その他」の内容として、「法人後見支援事業」となっている。

	普及啓発事業			相談支援事業			申立支援事業			市民後見人養成事業			その他		
	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主
A社協	●			●			●			●					
B社協	●			●			●			●					
C社協	●			●			●								
D社協			●			●									
E社協	●			●						●			●		
F社協	●					●			●						
G社協						●									
H社協	●			●			●			検討					
I社協	●														
J社協															
K社協			●												

(3)法人後見事業等に係る職員体制について(単位:人)

- 11社協のうち、「正規の専従」職員を配置している社協が4社協、「正規の兼務」職員を配置している社協が9社協、「非正規常勤の専従」職員を配置している社協が1社協、「非正規常勤の兼務」職員を配置している社協が2社協、「非正規非常勤の専従」職員を配置している社協が2社協となっている。

	正規		非正規常勤		非正規非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
A社協	1		3			
B社協		6		1		
C社協	2				1	
D社協		16				
E社協	2	2			2	
F社協		2				
G社協		2				
H社協	1	2				
I社協		2				
J社協		2				
K社協		3		2		

（4）法人後見事業等に係る財源別予算額について（単位：千円）

➢ 11社協のうち、「行政からの委託金」が投入されている社協が7社協、「行政からの補助金」が投入されている社協が3社協、「自主財源」を投入している社協が5社協、「後見報酬」を見込んでいる社協が9社協となっている。

	行政からの委託金	行政からの補助金	自主財源	後見報酬（見込み）	その他
A社協	5,700	4,592		8,645	
B社協	1,110			3,000	
C社協	7,400		213	3,000	
D社協		4,486	1,322	3,952	
E社協	9,530		914	4,415	
F社協	1,200			1,320	30
G社協			317	840	
H社協	5,484			336	
I社協	301				
J社協		511		480	
K社協			288		

（5）成年後見制度推進上の課題や問題点等について（自由記述）

➢ 個人受任する市民後見に関する協議が進まない。
➢ 本人死亡により後見等終了した場合、相続財産を引き継げず長期間事務管理をせざるを得ないケースがある。この様なケースの場合、親族関係に事情があり親族に関する情報の収集（親族の戸籍や所在調査）に時間と費用を要することが多い。
➢ 支援員型法人後見の場合、後見支援員には法人職員としての最低限の資質や能力が求められるが、後見支援員間にある差を埋めることに苦慮している。
➢ 予算上の後見報酬が見込めない（前年度の受任件数が少ない、終了ケースが続く、被後見人に報酬を拠出できる資産がない）ことがありうる。
➢ 今後の地域連携ネットワークや中核機関設置の在り方
➢ 制度を補完する日常生活自立支援事業の基盤整備・強化
➢ センター機能の不在：関係者や市民から求める声がある。
➢ 障害分野における相談・申立支援の受け皿が現実的にない
➢ 報酬受領困難な案件があり、利用助成制度の見直しが必要
➢ 身元引受人不在案件の死後事務（火葬、納骨、各種手続き、相続財産の取り扱いなど）
➢ 市民後見推進事業、法人後見事業の取組みを実施し、後見人の担い手を拡充してきたが、依然法人後見へのニーズも高い。そのため、受任件数が限界にきている。見通しを立てていかないと行き詰まってしまう可能性がある。
➢ 成年後見制度利用促進法と基本計画策定に向けて、行政との連携や中核機関の設置のあり方、法人後見を担う社協への財源負担も含め、積極的なバックアップ体制をお願いしたい。
➢ 潜在的ニーズに比べて利用者数が低い。成年後見制度を必要としている方への利用が普及するためには、支援者の理解が重要。
➢ 死後事務許可の申立が成年後見人に限られていること。
➢ 今後、後見報酬が見込めない方を受任する予定がありますが、成年後見制度利用支援事業の要件が厳しい。行政にとっても、事業の補助率が減少傾向にあるようなので、財政的な負担が少なくすみ、双方にとって利用しやすい制度にする必要がある。
➢ 後見報酬の不安がなく、申立する人も、受任する人にとっても財政的にも経済的にも負担が少ない制度にしていかなければ制度の広まりは難しいのでは。
➢ 市民後見人の養成は町直営のため、今後市民後見人との連携をどのようにしていくか検討が必要。
➢ 実際に必要な方に対してまだまだ掘り起こしができていない。
➢ まだまだ限られた方にしか制度の周知が進んでいない。
➢ 成年後見制度利用支援事業の拡充。
➢ 受け皿の確保の充実。
➢ 法人後見を含め、受け皿の体制整備だけではなく、普及啓発・相談支援・申立支援も同様に推進していくことが極めて重要だと感じている。ニーズキャッチや制度へ繋げるまでの関係機関の十分な制度理解が必要だと思う。

2　法人後見事業について検討・未実施社協の状況（対象＝19社協）

問1. 法人後見事業の実施に向けて、検討していますか。該当する項目にチェック☑してください。

➢ 法人後見事業について、「検討している」社協が7社協、「検討していない（当分の間、法人後見事業を実施する予定はない）」社協が12社協となっている。

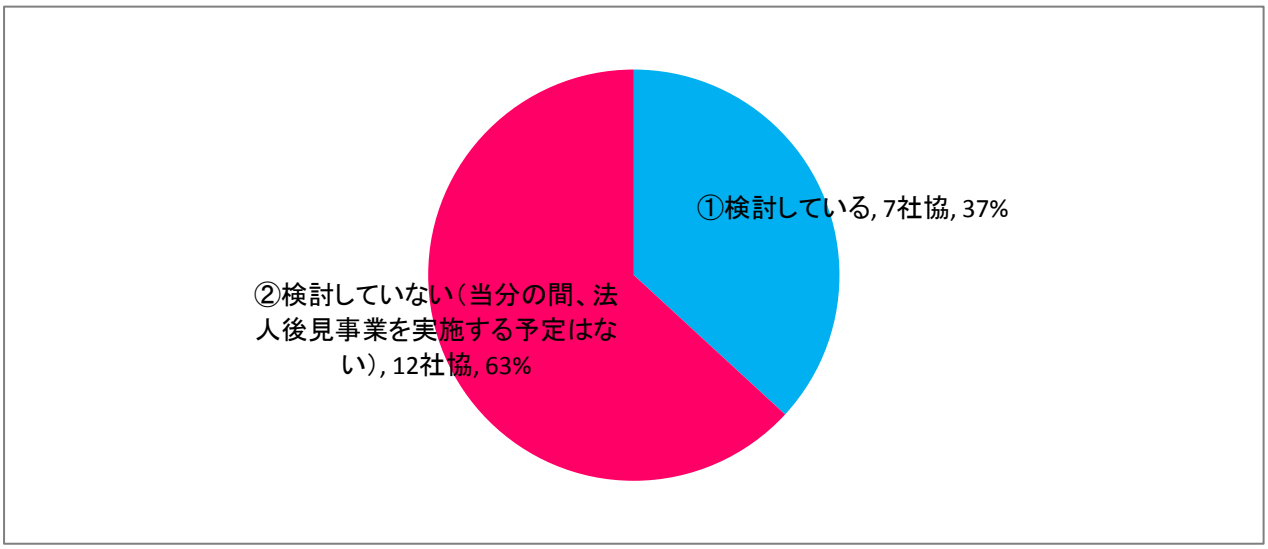

≪問1で①に回答した社協へお聞きします。≫

問2. いつ頃を目途に法人後見事業を実施する予定ですか。該当する項目にチェック☑してください。

➢ 法人後見事業を検討している7社協のうち、「平成29年度中」の実施を予定している社協が2社協、「平成30年度中」の実施を予定している社協が3社協となっている。
➢ なお、設定した選択肢にはなかったが、「未定」と回答した社協も2社協あった。

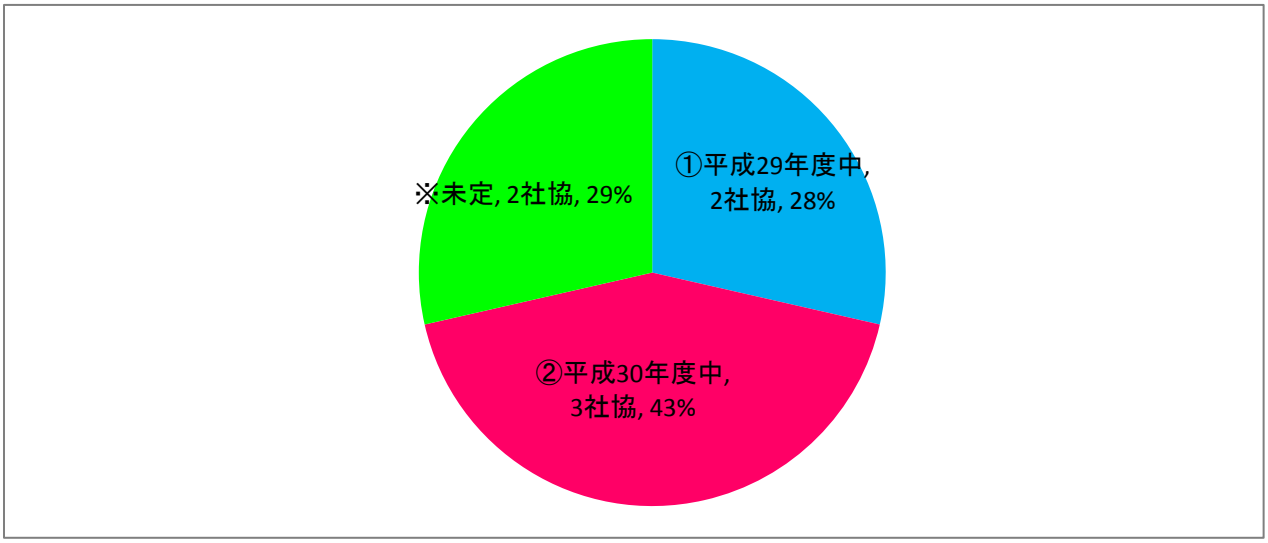

≪問1で①に回答した社協へお聞きします。≫

問3. 法人後見事業の実施に向けて検討を始めた理由は何ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。

- ➢ 法人後見事業を検討している7社協のうち、6社協が「判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き続き支援する必要があるため」、3社協が「地域に適切な後見人候補者がいない（少ない）ため」、同じく3社協が「行政から依頼があったため」、1社協が「福祉施設や当事者団体等の関係機関から要望があったため」と回答した。
- ➢ 2社協が回答した「その他」の内容は下記のとおり。

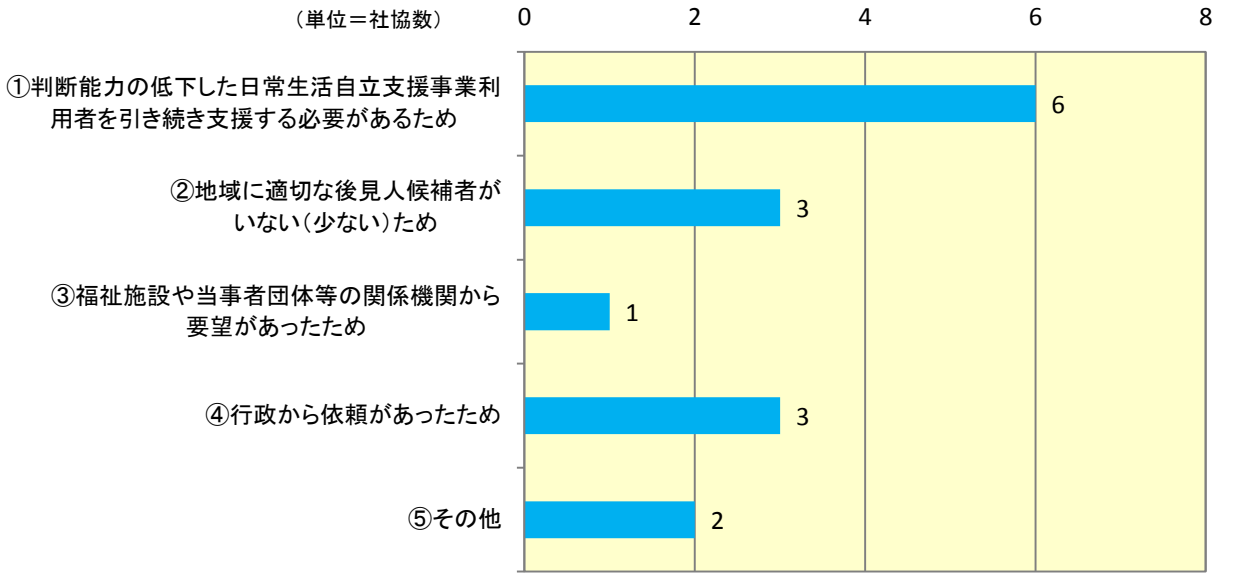

【「⑤その他」の内容】
・当会の活動推進計画に基づいて
・障害児者の親の不安の軽減

≪問1で①に回答した社協へお聞きします。≫

問4. 検討しているメンバーは誰ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。

- ➢ 法人後見事業を検討している7社協のうち、7社協が「社協職員」、3社協が「行政職員」、1社協が「福祉・医療関係者」と回答した。
- ➢ 1社協が回答した「その他」の内容は下記のとおり。

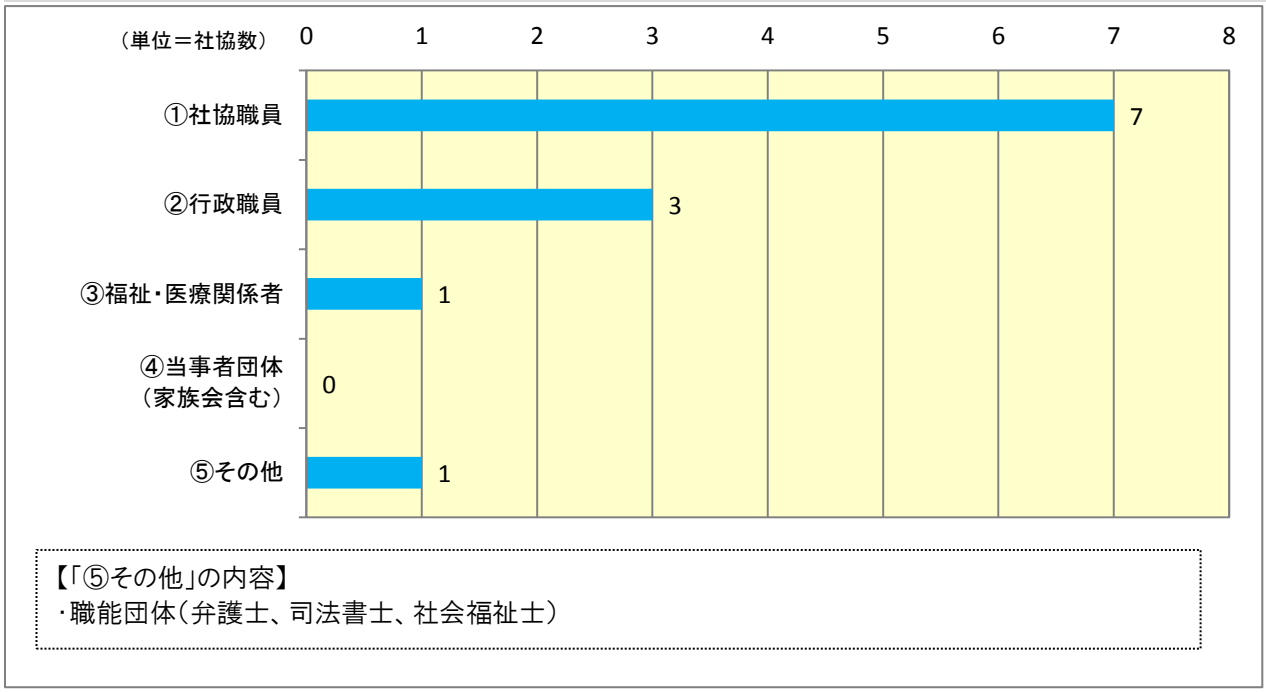

【「⑤その他」の内容】
・職能団体（弁護士、司法書士、社会福祉士）

≪問1で①に回答した社協へお聞きします。≫

問5. 法人後見事業実施に向けて、課題となっていることは何ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。

➢ 法人後見事業を検討している7社協のうち、6社協が「財源の確保」、5社協が「組織体制の整備」「行政との連携」、4社協が「職員に対する研修機会の確保」、1社協が「弁護士等専門家から指導・助言を受ける機会の確保」と回答した。

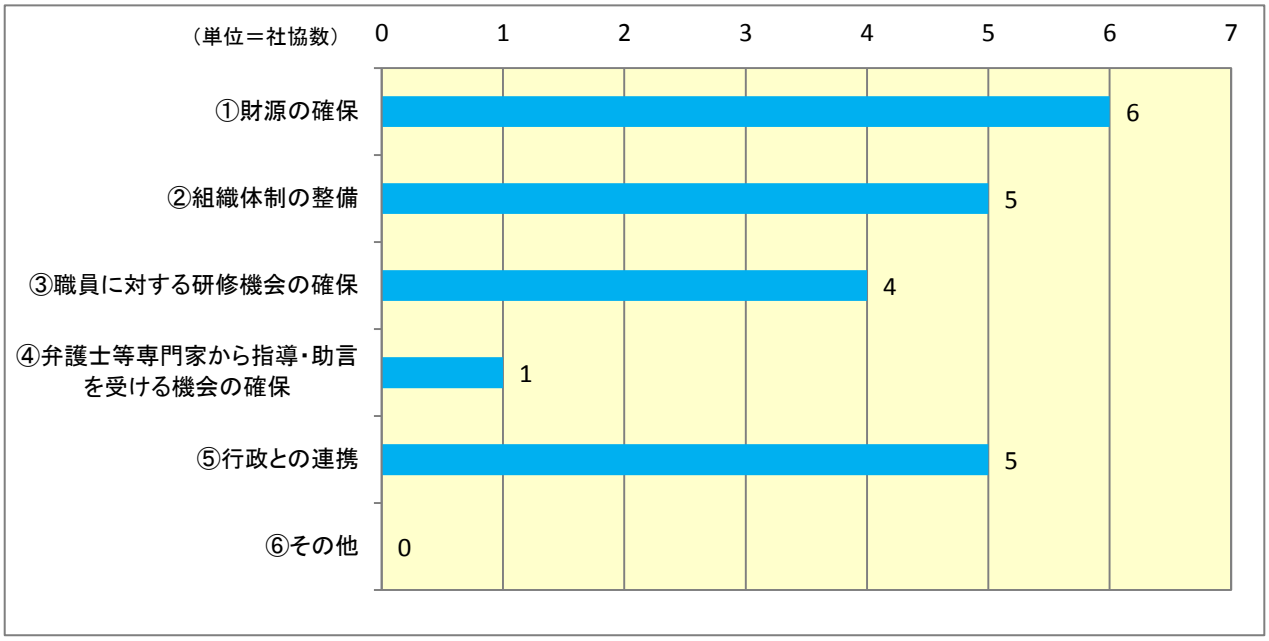

≪問1で②に回答した社協へお聞きします。≫

問6. 実施しない理由は何ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。

➢ 法人後見事業を検討していない12社協のうち、8社協が「社協が法人後見事業を実施する必要性は感じているが、行政との調整ができていないため」、7社協が「社協が法人後見事業を実施する必要性は感じているが、活動にかかる予算が確保できないため」、3社協が「社協が法人後見事業を実施する必要性は感じているが、実施に向けてどのように手続きを進めてよいかわからないため」「行政からの依頼がないため」、1社協が「地域に成年後見制度に対するニーズが少ない（無い）ことを把握している」「地域に適切な後見人等候補者が十分にいることを把握しているため（受け皿が足りている）」と回答した。

➢ 5社協が回答した「その他」の内容は下記のとおり。

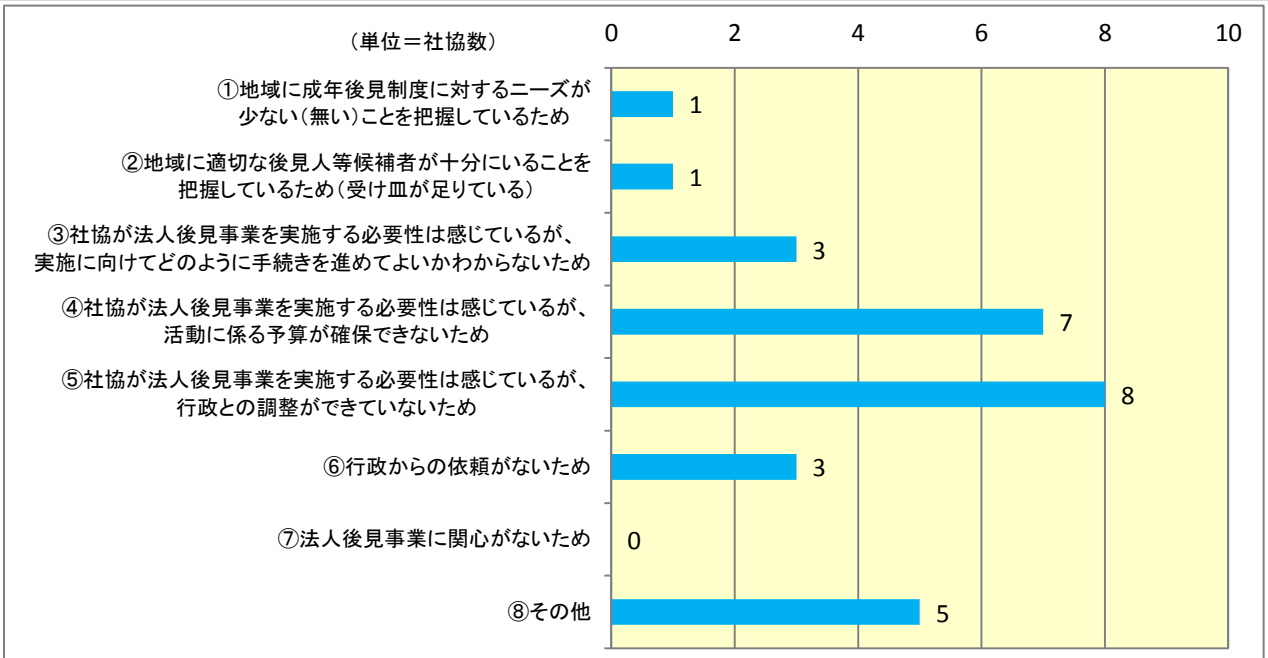

【「⑧その他」の内容】
・運営等について十分な協議準備期間が必要と考えている
・必要性は感じるが、事務量やコストなど経費的に採算が確保できる事業であるか不透明
・行政では成年後見が必要なケースは司法書士と契約済みと聞いている
・実施に向けて体制が整っていない
・ニーズがどのくらいあるか把握していない

≪問1で②に回答した社協へお聞きします。≫

問7. 当面の取組方針について、該当する項目全てにチェック☑してください。

- 法人後見事業を検討していない12社協のうち、7社協が「他の市町村社協の動向を注視したい」、6社協が「研修会等に参加して情報を集めたい」、4社協が「行政と意見交換の場を設けたい」、1社協が「地域における成年後見制度の活用に対するニーズを把握したい」「地域の関係機関・団体と協議したい」と回答した。
- また、「現在のところ特別な取組み予定はない」と回答した社協も4社協あった。

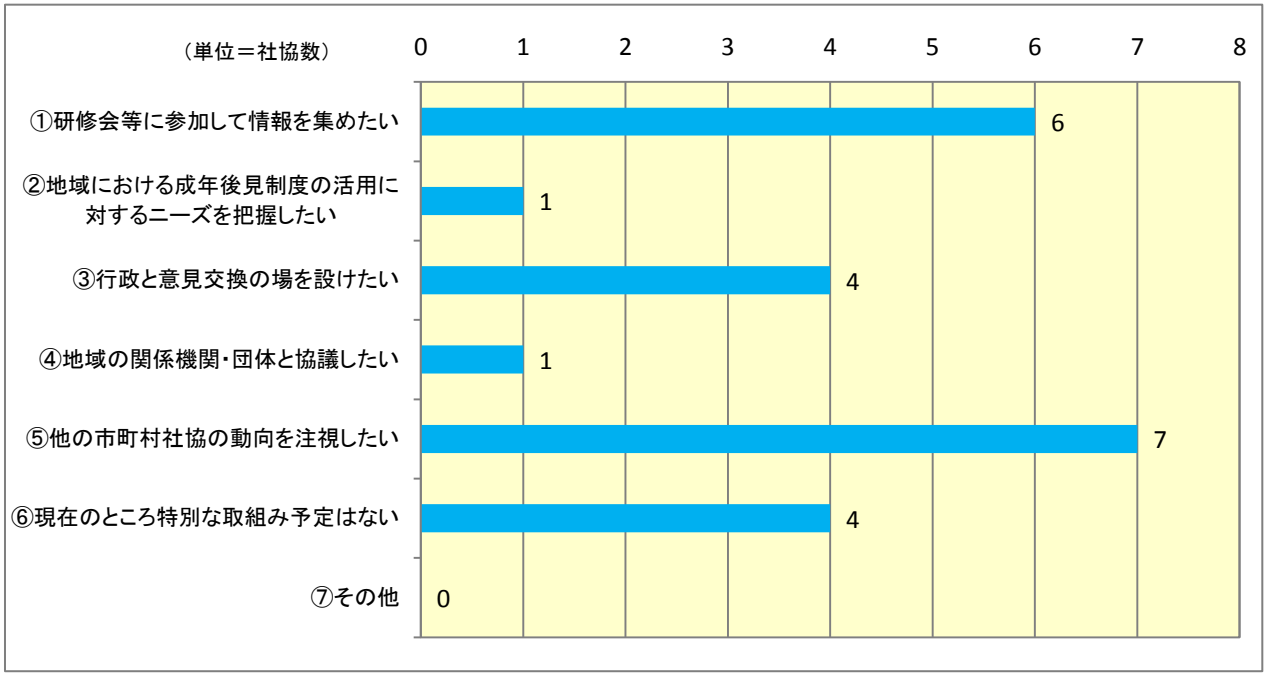

問8. 成年後見制度推進上の課題や問題点等について、ご自由にお書きください。

➢ 法人後見を実施しても、組織の人員体制上、受任件数に限りがあるため、市民後見人等の安定的な確保が課題。
➢ 第三者後見が増加しているため、支援の棲み分けが必要。
➢ 現場から成年後見制度に対して求められる役割、業務が制度の範囲を超えていることがあるため、正しい制度の普及が課題。
➢ 日常生活自立支援事業が成年後見制度の代替となり、事業が進められてきた経緯がある。事業対象者の妥当性と成年後見制度への移行、関係支援機関の理解を得ることが課題。
➢ 担当職員を配置しても他の事業と兼務になるため受任件数が限られると思われる。今後、事業規模の拡大を図るためには職員配置での行政からの財政支援が必要である。
➢ 現在、日常生活自立支援事業において、県内他社協に比べ受任件数に相当な差異がある状況である。今年度、同事業を県社協から直接受託をしたことを機に、今まで見つけ出せていなかったニーズを掘り起こし、受任件数の増を重点目標に上げた。併せて、既存の制度では対応できないニーズでも支援が必要と思われる場合に受入ができるよう、阿賀野市社協バージョンの制度創設も進めたいと考えている。法人後見制度についても地域での必要性も感じており、実施においては社協が担うべきと考えている。行政からのアプローチもある。それに対しては、日自事業を充実させながら並行し、検討したいと考えている。準備（人員・予算・知識能力等について行政との調整）を十分に行わず、安易にスタートは出来ないと考えている（問6-④⑤）。法人後見センター立ち上げ運営が“とりあえず”スタートになることだけは回避したい。行政職員等と同じ場所（職員の派遣をいただく等）で法人後見事業の実施運営ができれば最善と考えてる（問6-⑧）。
➢ 採算がさほど見込めない事業であるにしても、赤字事業になっても良くないと思われる。今後、この制度が求められる場面も増えてくるであろうし、潜在的に利用者も増加していると思われるが、取り組む法人としては、財源的な部分が解消されないと実施に向けては消極的になるのではないか。

平成29年度　社会福祉法人における法人後見事業等に関する実態調査の結果

【調査の概要】

目的	社会福祉法人における「地域における公益的な取組」として「法人後見事業」への取組みについての検討状況の把握
対象	新潟県内の社会福祉法人（407ヵ所）
調査時期	平成29年5月1日から7月7日
調査時点	平成29年5月1日
調査方法	メール及び郵送による依頼並びに回答
発送数	407
回収数	279（回収率：68.55%）

問1　貴法人は「地域における公益的な取組」として「法人後見事業」に取り組むことを検討していますか。

➢ 県内2ヵ所の社会福祉法人で「法人後見事業」の取組を検討している。
現在検討はしていないが、今後検討していきたい社会福祉法人は69ヵ所あった。

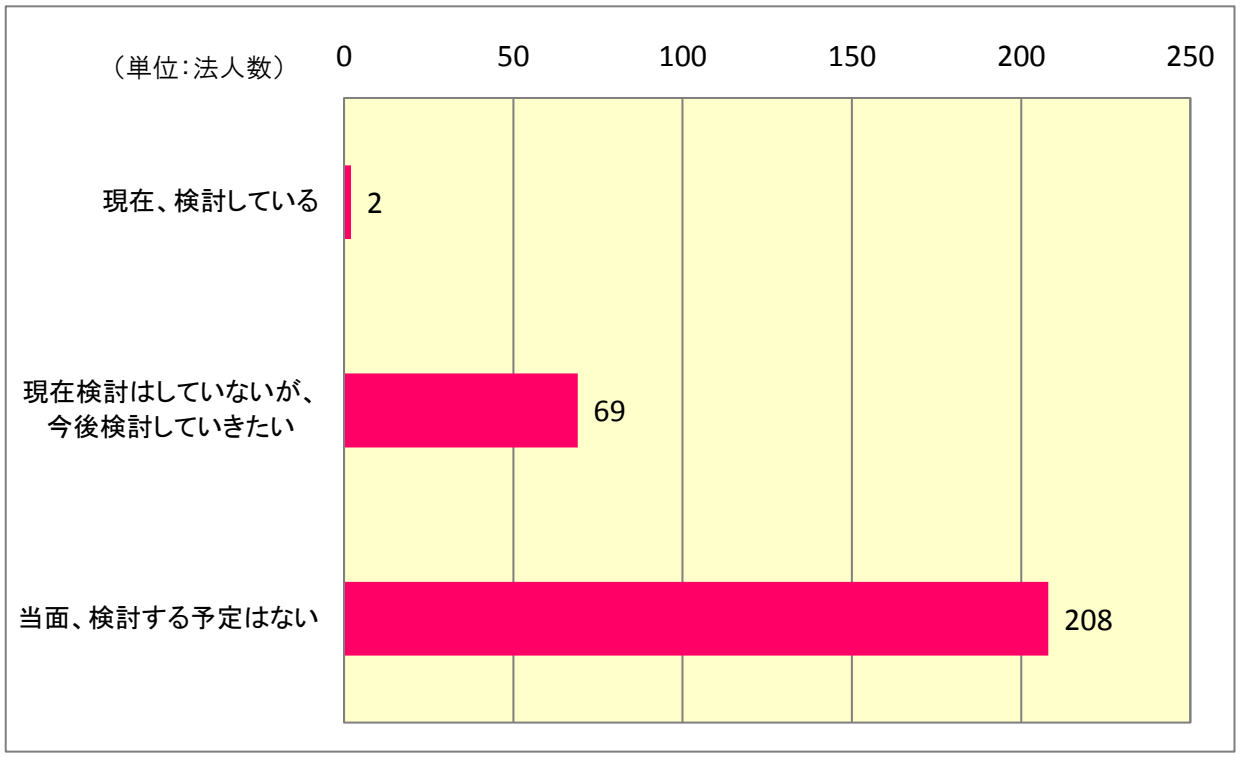

≪問1において、「現在、検討している」と回答した法人にお聞きします≫

問2　いつ頃から取組を予定していますか。

➢ 「平成29年度中に検討する」法人は0ヵ所、「平成30年度中に検討する」「今のところ明確ではない」という法人が1ヵ所ずつあった。

時期	法人数
平成29年度中に取組を検討	0ヵ所
平成30年度中に取組を検討	1ヵ所
今のところ明確ではない	1ヵ所

≪問1において、「現在は検討はしていないが、今後検討していきたい」と回答した法人にお聞きします≫

問3　いつ頃から検討していきたいとお考えですか。

➢ 「平成29年度中に検討する」法人は0ヵ所、「平成30年度中に検討する」法人が3ヵ所、「今のところ明確ではない」法人が66ヵ所あった

時期	法人数
平成29年度中に検討	0ヵ所
平成30年度中に検討	3ヵ所
今のところ明確ではない	66ヵ所

問4　法人後見事業について検討していく上で、又、取り組む上での課題・問題点等がありましたらお書きください。

➢ 法人とは言え担当を付けなければならないと思うが、適任者選考が難しい
➢ 職員の確保・育成
➢ 平成27年3月の研修会に参加させていただきましたが、現状すぐに検討できる内容ではないと考えています
➢ サービスを提供する側と利用する側と第三者的ポジションの後見人という三者関係が望ましい。法人後見は場合によって二者関係となり、どちらかの都合のいい関係になる恐れがあるため注意が必要
➢ 事業の実施体制（人員配置、担当部署等）、利益相反についての対応
➢ 担当する相談員・支援員等の育成、法人内施設の利用者の後見は利益相反になること
➢ 様々な事業を展開しているため、利益相反等のリスクを考えると取り組みは困難と考える。定款上の事業としても考えにくい。しかし、現利用者にとってはニードは高いと考えるため、法人後見事業者には期待したい。当法人においては、国や県から依頼があれば検討していく。
➢ 法人のマンパワー的に難しいという見解です
➢ 当所は保育園ですので、現在必要性を感じておりません。
➢ 法人が積極的に取り組むべき課題であると考えるが、人的にも時間的にも余裕の無い状態では、取り組みの継続性が危ぶまれる。知り合いの司法書士からも現状の厳しさを伺っている。
➢ 法人の地域における信頼、知識及び責務等の習得
➢ 保育所は普段の業務が養護が必要な乳幼児をお預かりしております。業務時間内の災害で、老齢家族の見守りや安否確認と言われても現実的には無理です。以前、民生委員の時に数回ありました。
➢ 法人内における人材育成、法人としての体制整備・規程等の整備
➢ 小規模法人のため、現在の事業を継続させていくだけで精一杯の状況です
➢ 制度について専門知識の習得、マンパワー不足
➢ 事業取り組むための人材育成
➢ 現在、社会福祉士資格取得者がいないため、資格取得後は検討を考える必要があると思われます。
➢ 大変興味があり、導入も検討したいところですが、認知症のグループホームと地域密着型デイサービス事業のみの法人ではなかなか難しいのが現状です。
➢ 法人後見事業の決定権、選択権者とその責任範囲と、ペナルティーなど法的知識と情報が不足しています。
➢ 知識がある職員が不足している。
➢ 地域の子どもが減少してきている現状で、どのように保育園事業を存続させていくことが大きな課題であり、本事業を維持していくことで精一杯の現状です。
➢ 事業趣旨、法人への期待等十分理解はするが、事業を担うだけの人員的な体制が整わないのが現状です。
➢ 当事業所につきましては、保育所のみの経営であることですので、成年後見人制度事業の取り組みは難しいところです。
➢ 人件費は結局法人の持ち出しになるのでは？後見契約の手続きが法人単独でできるか？（司法機関を通さねばならないのでは？）
➢ 人的余裕がない状況です。
➢ 初めて聞いたことなので、今後勉強していく機会があればよい
➢ 当法人は保育園のみを運営している法人であり、成年後見を実施する可能性は、老人・障害施設を運営している法人と比較して想定される可能性はほとんど無いと考えられる。また、保育所運営のみの法人にはその能力もない（相談援助職員、社会福祉士等の配置）ため後見の受任が出来ない。
➢ 取り組む上で手順や進め方をどこに相談してよいのかわからない
➢ 現在、人材育成・組織体制が整っていないので、すぐに取り組むことは出来ませんが、利用者の家庭状況の考えると、早急に対応しなければいけないサービスだと考えます。
➢ 人材の確保、スキルの習得、財源の確保
➢ 専任での配属として必要か？具体的な業務量について不明である。
➢ 人材のリソースが不足している。営利企業ではないので、一定の公益的取組は必要だが、赤字運営は出来ないのでそこをよく考えたい。
➢ 本業が忙しくてとても出来ません
➢ 人員配置等、だれが行うのかが課題です。現状の業務だけでも時間的余裕はありません。
➢ ①この事業については賛成です（私も社会福祉士です）②ただし、私は高齢で後継者を募集中。資格のある人の中から選ぶべきと考えます。
➢ これから必要性が増えると思うが、後見人等の資格が法人でどう確保するか。役員の中に税理士や弁護士、司法書士の人材がいないと難しくないでしょうか

➢ 勉強不足でこの事業について認知しておらず、児童福祉（保育所）を運営している当法人に何が出来るのか課題・問題点以前の疑問です。
➢ 著しく収益バランスが悪いので事業化が難しい（公益事業といえども悪すぎる）
➢ 法人規模も小さく取り組める人材確保が難しい
➢ 社会福祉充実残高マイナス、他の地域貢献事業実施中
➢ 当法人は保育・児童の通所分野のため、親がいることから検討予定はない
➢ 法人後見事業についての知識やノウハウ不足
➢ 意見もありません。法人後見事業が分からず困っています。取り組む上でメールなど参考がありましたら教えて下さい。
➢ 事務量が煩雑になりそう。現状人員不足（知識を持っている職員不在に近い）
➢ 知識の習得と担当者の負担など
➢ 人材確保、利益相反
➢ 内容を把握していないので、研修でもできると良い
➢ 後見人としての知識、対応について可能な人材確保が難しく、現状では困難な状態となっている。
➢ 福祉サービスを複数運営しているため、利益相反となる可能性が懸念される。
➢ 人材不足が今後の課題である
➢ 法人が当該法人利用者の後見人等になれる制度に改めてほしい
➢ 現在もサポートの必要な保護者が多い中での取組開始は慎重にならざるを得ない面もあります。
➢ 当法人における事業実施の課題はなんと言っても人材不足につきます。
➢ 後見人については、当法人職員ではない市民後見人を主に構成を検討中です。社協が実施中の後見支援員活動を引き継ぐことを検討中
➢ 今後、法人という組織が中心となる必要性があると思われる
➢ 現在いる職員が後見事業に取り組むとなると時間の制約があり、本業務内時間が割かれて支障が出てくるのかどうか。
➢ 職員スキルと管理体制
➢ 当法人は1法人1施設という小さな団体であることに加え、人的な余裕がないことも積極的に取り組むことができない要因であると考えています。
➢ 高齢世帯、その家族等への成年後見制度の周知がもっと必要
➢ 担当職員の研修参加時間・費用、業務するにあたり、業務の見直しや業務量
➢ 職員の確保と費用
➢ 事業に対する知識が乏しい
➢ 内容がよくわからない
➢ 法人後見事業について基礎知識が無いことから、研修会の開催を希望します。
➢ 人材不足
➢ 管理上、すぐれた人材の確保に心配がある
➢ 初期費用・維持費用が問題、後見制度の理解が難しいことが課題
➢ 現状の職員体制では、後見事業に従事する担当者の配置が難しい。通常業務に加えて後見に係る事務業務等を行うことが困難。法人職員に対しての専門的な研修を行っていない。
➢ マンパワー不足、制度の周知不足
➢ 介護職員確保が困難な中、人員配置を含めると、取組は困難と考える。
➢ 事務量、資格など法人後見事業についてわからないが、後見の必要性を感じるときがある。また、本人も把握していない親族や疎遠になった親戚とのやりとり等具体的な進め方も知りたい
➢ 家庭・家族支援の一環で取り組めるケースがおぼろげながら見えるように思います。マンパワーとしては退職職員等で余力のある方の助力をもらい取り組める可能性があるのではと思っています。家族の中味にも結構精通しているのが保育所であることから対象の方からも安心してもらえるのではないかと思います。